

JAみえなかの現況

(令和6年度)



みえなか農業協同組合

目 次

ごあいさつ.....	1
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針.....	2
3. 経営管理体制.....	4
4. 農業振興活動.....	4
5. 沿革・歩み.....	5
6. 事業の概況（令和6年度）.....	6
7. 地域貢献情報.....	9
●全般的事項.....	9
●地域からの資金調達の状況.....	9
●地域への資金供給の状況.....	10
●地域密着型金融への取組み.....	11
●文化的・社会的貢献に関する事項.....	12
8. リスク管理の状況.....	15
●リスク管理の体制等.....	15
●法令遵守体制.....	17
●反社会的勢力との取引排除.....	18
●金融ADR制度への対応.....	19
●内部監査体制.....	20
●金融商品の勧誘方針.....	21
●金融円滑化にかかる基本的方針.....	21
●個人情報保護の取扱い方針.....	22
●貸出運営についての考え方.....	23
9. 自己資本の状況.....	24
●自己資本比率の状況.....	24
●経営の健全性の確保と自己資本の充実.....	24
10. 主要な業務の内容.....	25
●事業の内容.....	25

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	26
11. 経営の組織	27
●組織機構図（令和7年7月1日現在）	27
●組合員数	28
●組合員組織の状況	28
●地区一覧	29
●特定信用事業代理業者の状況	29
12. 役員構成	30
13. 会計監査人の名称	30
14. 事務所の名称及び所在地	31
15. 直近の2事業年度における財産の状況	32
●貸借対照表	32
●損益計算書	34
●注記表等	36
●剰余金処分計算書	55
●部門別損益計算書（令和5年度）	56
●部門別損益計算書（令和6年度）	57
●会計監査人の監査	58
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	59
●最近5年間の主要な経営指標	59
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	60
●利益総括表	60
●資金運用収支の内訳	60
●受取・支払利息の増減額	61
●貯金に関する指標	61
●貸出金等に関する指標	62
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	66
●経営諸指標	67
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
●貸出金償却の額	68
●内国為替取扱実績	68
●有価証券に関する指標	69
●有価証券等の時価情報等	70
●預かり資産の状況	72
●共済取扱実績	72

●購買事業品目別取扱実績	74
●販売事業（受託販売）品目別取扱実績	75
●販売事業（買取販売）品目別取扱実績	75
18. 自己資本の充実の状況	76
●自己資本の構成に関する事項	76
●自己資本の充実度に関する事項	78
●信用リスクに関する事項	83
●信用リスク削減手法に関する事項	92
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項.....	95
●証券化エクスポージャーに関する事項	95
●CVAリスクに関する事項	95
●マーケット・リスクに関する事項	95
●オペレーショナル・リスクに関する事項	95
●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項.....	96
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項.....	97
●金利リスクに関する事項	98
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況.....	100
●連結グループの概況	100
●子会社の状況	100
20. 直近の事業年度における連結事業の概況.....	101
●連結事業概況（令和6年度）	101
21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標	101
●主要な経営指標等の推移	101
22. 直近の2連結事業年度における財産の状況.....	102
●連結貸借対照表	102
●連結損益計算書	104
●連結キャッシュ・フロー計算書	106
●連結注記表等	108
●連結剰余金計算書	128
●農協法に基づく開示債権	129
●連結事業年度の事業別の経常収益等	130
23. 連結自己資本の充実の状況	131
●連結自己資本比率の状況	131
●自己資本の構成に関する事項	131
●自己資本の充実度に関する事項	133

●信用リスクに関する事項	139
●信用リスク削減手法に関する事項	148
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	150
●証券化エクスポージャーに関する事項	150
●CVAリスクに関する事項	150
●マーケット・リスクに関する事項	150
●オペレーショナル・リスクに関する事項	150
●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	150
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	151
●金利リスクに関する事項	151
●財務諸表の正確性に係る確認	152
24. 役員等の報酬体系	153
●役員	153
●職員等	154
●その他	154

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

平素は、当組合の事業運営に格別のご配慮を賜り、役職員一同厚くお礼申し上げます。

令和6年度は第1次中期経営計画の最終年度として皆様からの声を可能な限り事業に反映し、組織・経営基盤の確立・強化に向けて取り組んだ結果、事業利益で712百万円、当期剰余金で703百万円を計上し、計画以上の実績を確保することができました。これも組合員、地域の皆様のご協力の賜物であり重ねてお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢においては、農業従事者の減少や担い手不足、生産資材価格の高止まりが続き、多くの農産物価格への転嫁は十分に追いついていない状況です。このような中、昨年度に引き続き肥料・農薬の予約購買による年間購入額に応じた事業分量配当を検討させていただきました。

また、農業政策では、昨年5月に食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、それに基づいた基本計画が本年4月に閣議決定されました。将来にわたり食糧安全保障を確保するためJAグループとして政府に具体化を求めていくとともに、組合員の皆様と一緒に食と農の大切さを理解してもらう活動を継続してまいります。

JAみえなか第2次中期経営計画では、主題を『次代につなぐ「総合事業」と「協同活動」の基盤づくり』、副題を『組合員・地域とともに「食」「農」「暮らし」を守ります』としました。そして「不断の自己改革」への取り組みの中で、「食料・農業基盤」「経営基盤」「組織・地域基盤」の維持・強化を基本目標に掲げ、将来にわたり組合員の営農・生活を総合的に支えるため、総合JAを営む強みを活かして組合員の声に基づいた事業活動を展開してまいります。

JAみえなかは、職員一人ひとりが「自ら考え行動する力」を発揮し、「地域の農業と暮らしになくてはならないJA」を目指して役職員一同、気概をもって取り組んでまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

みえなか農業協同組合
代表理事組合長 山本 清巳

1. 経営理念

J Aみえなかは、食・農・自然を大切にし、協同の力を発揮して、豊かなくらしと地域づくりに貢献します。

2. 経営方針

J Aみえなかは、第1次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）に「不断の自己改革」を掲げ、「農業生産の拡大・農業者の所得増大」「元気な地域づくり」「健全経営の堅持」に向けて、組合員との接点づくりや対話を大切にしながら、総合事業と協同活動に取り組んできました。同時に、新しい合併農協として、組織風土の醸成と合併効果を発揮できるように努めてきました。

しかしながら、この3年間で農業やJ Aを取り巻く環境は大きく変化しています。

農業者の高齢化や担い手不足、生産資材価格の高騰・高止まり、夏の猛暑の常態化、深刻な獣害被害等は、地域農業や組合員の営農継続に大きな影響を及ぼしています。国は、食料安全保障を軸とする「食料・農業・農村基本法」を改正、また、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念に定める「みどりの食料システム法」を施行する等、農業政策も変遷しています。

経済・社会の情勢は、原油・原材料価格の高騰による物価高で家計負担が増加、企業のコスト増加圧力が高まっています。また、人口減少時代に入り、様々な分野で人手不足の問題が深刻化しています。一方で、コロナ禍を契機とした生活へのデジタル技術が浸透し、企業ではDXの推進で業務の効率化やビジネスモデルの変革を図ろうとする動きが見られます。

J Aでは、正組合員の減少・世代交代、日銀の金利政策の転換等により、経営をめぐる環境が厳しさを増しています。また、今後の地域農業やJ Aの事業・活動を担う人財の育成が急務となっています。

このような情勢を踏まえ、J Aみえなかは第2次中期経営計画（令和7年度～令和9年度）を策定しました。第45回J A三重大会の決議に基づき、主題を『次代につなぐ「総合事業」と「協同活動」の基盤づくり』、副題を『組合員・地域とともに「食」「農」「くらし」を守ります』とし、「食料・農業基盤」「経営基盤」「組織・地域基盤」の維持・強化を基本目標に掲げました。これからも組合員との対話を大切にしながら、事業環境の変化や組合員ニーズの多様化に不断の自己改革で挑み、農業・J Aの未来のために、今やるべきことを着実に実践します。そして、組合員・地域から「あってよかった、なくてはならないJ A」として信頼され、親しまれる「みえなか」を目指します。

経営理念

J Aみえなかは、食・農・自然を大切にし、協同の力を発揮して、豊かなくらしと地域づくりに貢献します。

第2次中期経営計画（令和7年度～令和9年度）

【主題と副題】 次代につなぐ「総合事業」と「協同活動」の基盤づくり
～ 組合員・地域とともに「食」「農」「くらし」を守ります～

J Aみえなか「不断の自己改革」への取り組み

基本目標Ⅰ 食料・農業基盤

多様な農業者の活躍と連携により、「農業生産の拡大」を通じて「農業者の所得増大」につなげ、多彩な地域農業の維持・継続を目指します。

主な
取組項目

- ・ J A地域農業振興計画の高度化と実践
- ・ 新たな品目・品種の生産振興方策の実践
- ・ 農業者の育成・支援と農業労働力の確保
- ・ 農業経営に配慮した環境調和型農業の推進
- ・ 多種多様な販売チャネルを通じた地元農畜産物の消費拡大
- ・ 出向く活動による相談機能の強化
- ・ 土壌診断や低コスト生産技術の普及等による生産トータルコストの低減

基本目標Ⅱ 経営基盤

不断の自己改革を継続・実践し、持続可能なJ A経営を確立するとともに、組合員や利用者等、J Aに関わる全ての人たちから選ばれるJ Aを目指します。

主な
取組項目

- ・ 将来を見据えたJ A経営基盤の確立・強化
- ・ J Aの持続的発展を支える人財の確保・育成
- ・ D X時代に対応したデジタル化の推進
- ・ 健全なJ A経営のための経営管理手法の構築

基本目標Ⅲ 組織・地域基盤

組合員の声に基づいた総合事業や協同活動を展開することで、多様な組合員との関係を深め、豊かなくらしの実現と元気な地域づくりへの貢献を目指します。

主な
取組項目

- ・ 対話による組合員との関係強化と事業運営
- ・ 組合員・地域住民とJ Aをつなぐ協同活動の実践
- ・ 次世代層との接点・関係強化によるJ Aファンづくり
- ・ 組合員の維持・拡大
- ・ 女性組織活動の維持・拡大
- ・ 相続・資産相談を通じた組合員・利用者との関係強化

単年度事業計画

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、女性の声をJA運営に反映するため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

○ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域農業の活性化」に向けて、地域特色を活かした農業の振興、安全・安心な農畜産物の生産指導、農業実態を踏まえた地域の多様な農業者の育成・支援、各生産部会・営農組合組織等の活動支援や変化する農業政策への対応に取り組んでいます。

○ 担い手をはじめとする農業者に対し、営農指導から購買・販売事業までをトータル提案できる出向く体制強化するためTAC課を設置しています。TAC担当者は「出向く活動」を実践し、関係部門と連携しながら、担い手経営体の問題解決、地域農業の振興に取り組んでいます。

○ 農作業支援の取り組みとして、地域農業の後継者・労働者不足に対応するため、三重中央地区において、農作業を支援する組合員・地域住民（受託者）と、労働力を確保したい組合員（委託者）のマッチング支援・調整を行っています。

○ 地域農業の維持・発展のため、農地の保全、地場産農産物の振興、農業者育成支援等を目的に、農業経営事業を行っています。JA自ら野菜の生産・販売や試験栽培、機械化の導入、農福連携等に取り組んでいます。

○ 地域の多様な農業者の育成・支援の取り組みとして、担い手経営組織及び青壮年組織に対する支援・情報提供を行っています。また、多様な農業者の育成の一環として、園芸品目の栽培方法や農薬等の基礎知識を学ぶ野菜塾「みらい」と「菜園塾」を開講しています。

○ JA直営のファーマーズマーケット3店舗（「きつする黒部」「あぐりネット」「ふれあいマーケットぬくいの郷」）と地元量販店等に農産物直売コーナー「インショップ」を開設しています。直営店では地域農産物の消費拡大や生産者による対面販売を行う等、直売所らしい季節に応じたイベントに取り組んでいます。

○ 農業メインバンクの機能発揮に向けて、農業金融強化に取り組んでいます。担い手金融リーダーが中心となり、営農経済担当者や信連と連携しながら、訪問活動や融資・相談対応を通じて農業者のニーズを把握し、資金使途等に適した農業資金の提供を行っています。

○ 次世代を担う子どもたちに食と農に対する理解を深めてもらうため、食農教育活動に取り組んでいます。当JA管内に住む小学生を対象とした「わくわくクラブ」では、田植えや稲刈り、野菜の定植や収穫の体験学習を行っています。また、地元の小学校への出前授業を行っています。

5. 沿革・歩み

年 月	内 容
令和2年4月	3JA合併推進協議会を設置
令和2年9月	合併予備契約調印式を開催し、合併契約を締結
令和2年11月	3JA合併臨時総代会を開催し、合併を決議
令和3年4月	三重中央農協、一志東部農協、松阪農協の3JAが合併して、みえなか農業協同組合が発足
令和3年6月	三雲営農振興センター リニューアルオープン
令和3年7月	三雲支店 新築オープン
令和3年8月	本店研修棟 竣工
令和4年1月	一志支店 新築オープン
令和4年4月	生活センター 移転オープン
令和4年11月	合併記念イベント「スマイル！スマイル！スマイル！フェスティバル」開催
令和5年4月	本店営農部へTAC課を設置
令和5年6月	飯南シルバー 移転オープン
令和5年10月	松阪西部営農振興センター 移転オープン
令和6年3月	白山ライスセンター 大規模改修
令和6年4月	「ふれあいいいききサロン」運営開始（松阪市の委託業務）
	燃油配送センター一志 移転オープン
令和6年10月	株式会社めぐりネット三重中央の事業をJAみえなかへ移管
令和7年3月	東部カントリーエレベーター 乾燥機増設
	現在に至る

6. 事業の概況（令和6年度）

（1）全般的概況

令和6年度は、第1次中期経営計画の最終年度として「不断の自己改革」で掲げる3つの基本目標「農業生産の拡大・農業者の所得増大」「元気な地域づくり」「健全経営の堅持」を着実に実践するとともに、地域の農業とくらしになくてはならないJAを目指し取り組みを進めました。

その中でも、農業者の所得増大への取り組みとして、直売所における農産物PR活動やイベントを強化したほか、米の直接販売の拡大、いちご新品種の本格出荷、加工用野菜の新たな販売ルートの開拓等に取り組みました。

（2）事業実績

・信用事業

組合員・利用者のライフイベントやニーズに沿った金融商品を提案するとともに、農業と地域をつなぐ農業メインバンク機能の強化に取り組みました。

・共済事業

組合員・利用者一人ひとりに寄り添い、安心と満足を提供するため、ニーズに応じた「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を行いました。

・購買事業

生産資材関連では、コスト低減を図るため、肥料・農薬・資材を中心とした一括仕入れを行いました。また、生産規模に応じた農業機械の提案や、繁忙期の迅速な修理対応等を行うため、修理整備部門の強化に取り組みました。

生活関連では、各種食料品の取り扱いや葬祭、燃油配送、住宅設備事業等により、くらしを守る取り組みを行いました。

・指導事業

営農指導は、地域農業振興計画に基づき「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」「地域農業の活性化」に向けて、地域特色を活かした農業の振興、安全・安心な農畜産物の生産指導、農業実態に合わせた地域の多様な農業者の育成・支援のほか、各生産部会・営農組合組織・地域担い手の活動支援や変化する農業政策への対応に取り組みました。

生活指導は、組合員・地域住民や会員の要望・ニーズに応じた「女性組織活動」「助け合い組織活動」「食農教育活動」に取り組み、元気な地域づくりに貢献しました。

・販売事業

米は、4月は気温が上がりましたが断続的な降雨と日照不足により茎数が平年以下となりました。また、台風による長雨で倒伏や刈遅れ、カメムシの大量発生や猛暑の影響による不稔粒の多発により収量は前年に比べ減少となり、県中勢地区は作況指数で98、1等米比率は15.2%（県内26.3%）となりました。全集荷量は101,158俵となりました。三重23号の作付面積は116.9ha、業務用米4品種の作付面積は90.3haとなりました。

夏野菜は、品質、販売単価ともに平年並みで推移しましたが、収穫期に猛暑の影響を受けたことにより、出荷量は前年を下回りました。

秋冬野菜は、長期間に及ぶ干ばつと猛暑の影響により、虫害の被害が多発したため、非常に厳しい生育環境となり、出荷量は前年を大きく下回りましたが、全国的な品薄傾向により販売単価は堅調に推移しました。

果実は、夏果実、秋果実ともにカメムシの虫害や猛暑の影響を受けて、出荷量は前年を下回りました。また、柑橘類も同様に、猛暑の影響と裏年による着果数減少により、年明け以降の出荷量は減少傾向で推移しましたが、果実、柑橘類ともに販売価格は堅調で前年を上回りました。

茶は、生産履歴記帳の実践による「伊勢茶づくり」の取り組みと、製茶工場の徹底した生産管理に努めました。全体的に収量は前年を上回り、厳しい販売状況のなか、一番茶と秋番茶の単価は平年並みでしたが、二番茶は前年を上回る単価となりました。粥見茶工場の一番茶は前年対比で数量 125%・単価 100%、二番茶は前年対比で数量 115%・単価 127%、秋番茶は前年対比で数量 122%・単価 100%となりました。

直売は、きつする黒部、ふれあいマーケットぬくいの郷、あぐりネットでは、生産者による対面販売を行う等、直売所らしい季節に応じたイベントを開催しました。また「みえなかあぐり隊(MAT)」による地元農産物のPRを積極的に取り組みました。新米の玄米予約販売、い마저り米の販売等、米の消費拡大や、直営店・インショップともに強化品目の出荷増加に取り組み、「産直倶楽部」会員の所得向上に努めました。

その結果、販売品取扱高は、5,527百万円で、その内訳は、米が2,102百万円、麦・豆・雑穀が484百万円、野菜・花卉が425百万円、果実が245百万円、林産物が119百万円、畜産物が1,348百万円、直売所が802百万円となりました。

育苗センターにおいて、水稻苗189,339箱、野菜苗23,163箱を供給しました。

カントリーエレベーターでは、米2,801t、麦4,292t、ライスセンターでは、米1,251t、麦1,361tを取り扱いました。

倉庫については、米倉庫の集約化を図るとともに、低温倉庫への集約保管を実施しました。

・農業経営事業

松阪市西部地区において、露地野菜・施設野菜の生産・販売、試験栽培に取り組みました。また、松阪市東黒部地区において、タマネギの栽培、出荷調整の機械化を実践し、近隣農家への作業支援を実施しました。

・介護福祉事業

組合員及び地域住民が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けられるように、地域と連携したJA版地域包括ケアによる総合的な支援により、安心して信頼できる介護福祉サービスの提供に取り組みました。また、健康をテーマに、安心してらせる地域社会を目指すため、仲間とともに元気に笑える心の健康と生きがいをづくりに取り組みました。

・資産管理事業

組合員の資産向上を図るため、宅地等供給・不動産仲介・賃貸管理に取り組みました。

地域・農業を支える農家組合員の相続・事業承継をJAとしてサポートできる窓口を強化し、組合員の資産を円滑に承継できるよう、組合員に寄り添った相談業務に取り組みました。また、相続の知識向上のため研修会を開催し、職員のレベルアップを図りました。

遊休農地を活用した農業体験農園を支援し、食と農の理解促進と地域の活性化に努めました。

(3) 損益の状況等の総括

決算の内容は、経常利益で966,449千円、当期剰余金で703,321千円となりました。

(4) 対処すべき重要な課題

- ・多彩な地域農業の維持・継続

農業経営や農畜産物の生産供給を持続可能なものにするため、多様な農業者を育成・支援する各施策や需要に応じた戦略的生産振興等により、農業生産の拡大・農業者の所得増大の実現に向けて取り組みます。

- ・持続可能なJA経営基盤の確立

自己改革を支える強固なJA経営基盤の構築し、将来にわたり総合事業と協同活動で組合員の営農とくらし・地域に貢献できるように、新たな支店・事業所体制の構築、JAの事業活動を担う職員の人財確保・育成、デジタル化の推進による利便性の向上・効率化等に取り組みます。

- ・多様な組合員との関係強化とJAファンづくり

組合員の世代交代やニーズの多様化が進むなか、組合員との対話に基づく組織・事業運営に取り組むとともに、事業活動を通じた次世代組合員との接点・関係強化、JAファンづくりに取り組みます。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、津市のうち平成 17 年 12 月 31 日現在における一志郡美杉村・白山町・一志町・香良洲町および久居市、松阪市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	32,086 人	出資金	6,933,744 千円
------	----------	-----	--------------

●地域からの資金調達状況

(1) 貯金・定期積金残高 451,732 百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金 (全額保護の対象)	制限なし	1 円以上	手形・小切手の支払い専用の貯金です。 利息は付きません。
決済用貯金 (全額保護の対象)	制限なし	1 円以上	内容は普通貯金と同様で、利息は付きませんが、貯金保険制度により預入金額に制限なく全額保護の対象となります。
普通貯金	制限なし	1 円以上	出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取りや、公共料金等の自動振替口座としてお使いいただけます。
普通貯金 (総合口座)	制限なし	1 円以上	普通貯金に定期貯金がセットでき、一定額までの融資（貸越限度）も利用できます。
貯蓄貯金	制限なし	1 円以上	5 段階の金額階層別金利設定により、毎日の最終残高に応じた店頭表示の利率が適用されます。
納税準備貯金	制限なし	1 円以上	納税に備えていただくための専用貯金で、ご入金は自由です。
通知貯金	制限なし (7 日間据置)	5 万円以上	まとまったお金の短期運用に適しています。お引き出しの場合は 2 日以上前に通知が必要です。
期日指定定期貯金	1 年以上 3 年以内	1,000 円以上 300 万円未満	1 年複利で、1 年経過後から 3 年までの間で任意の日を満期日に指定できます。満期日指定の際は 1 ヶ月前までに通知が必要です。
変動金利定期貯金	1 年・2 年・3 年	1,000 円以上	6 ヶ月毎に適用利率が変動します。 単利型と複利型が選択できます。
スーパー定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上	自由に預入期間の設定ができます。 単利型と複利型が選択できます。
大口定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上	1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適です。預入期間等はスーパー定期と同じです。
積立式定期貯金	制限なし	1 円以上	期間を決めて積み立てる方式と、期間を定めず積み立てる方式の 2 種類が選択できます。
一般財形貯金	3 年以上	1 円以上	勤労者の財産形成目的の貯金商品です。毎月の給料やボーナスから天引きして積み立てます。
財形年金貯金	5 年以上	1 円以上	勤労者の老後資金づくりを目的とする貯金です。財形住宅と合わせて 550 万円までの非課税枠が利用できます。

種類	期間	預入額	商品の概要等
財形住宅貯金	5年以上	1円以上	住宅の取得や増改築を目的とする貯金です。財形年金と合わせて550万円までの非課税枠が利用できます。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	毎月一定日に一定額を積み立てます。定額式・目標式・通増通減式および満期分散式の積み立て方式があり、口座振替・集金・店頭にて積み立てることができます。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員		10,914
准組合員		50,169
員 外	地方公共団体	3,032
	地方公社等	370
	金融機関	19,000
	その他員外	10,039
	計	32,442
合 計		93,526

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	1,596	農業近代化資金融通法に定める資金
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	3	株式会社日本政策金融公庫法に定める資金
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	308	農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に定める資金
就農施設等資金	1	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める資金

(3) 融資商品

	資金名	対象者	資金使途
農業資金	農業近代化資金	農業者 認定農業者	農業経営の近代化を図るための資金
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	認定農業者	農業経営の改善を支援するための長期資金
	農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金)	認定農業者	農業経営の運転資金
	農業経営資金	農業者	農業経営に関する一切の資金
	営農ローン	農業者	効率的・安定的な農業経営を図るための資金
住宅資金	住宅ローン	組合員等	住宅の新築・購入・増改築、土地の購入、他金融機関で借入中の住宅資金の借換えのための資金
	リフォームローン	組合員等	既存住宅の増改築・改装・補修等
生活資金	フリーローン	組合員等	生活資金全般
	マイカーローン	組合員等	自動車・バイクの購入、車検、修理費用等
	教育ローン	組合員等	子弟の学費及びアパート家賃等教育に関する資金
	カードローン	組合員等	生活資金等

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて税理士・中小企業診断士等の外部専門家と連携し、経営支援を行なえるような態勢整備をしています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業経営資金、農業近代化資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的とした利子補給等を実施しています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

(6) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづき、誠実な対応に努めていきます。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

＜地方公共団体への協力＞

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市の行う地域の再開発や道路・学校・公園等の公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

また、津市の収納代理金融機関、松阪市の指定代理金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用頂いています。

＜地域への奉仕活動＞

地域社会の一員として、当組合も明るく住みよい地域社会づくりの一助となるよう職員による交通安全啓発活動や地域美化活動を実施しています。

また、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の認定店として、子ども見守り活動の一環で当組合管内の電柱に啓発看板を設置しています。さらに、三重県警察が実施する「ACTION38」キャンペーンの推進モデル事業所の指定を受け、信号機のない横断歩道における自動車の停止率向上を啓発しています。

＜高齢者福祉活動への取組み＞

組合員・地域の皆様がいつまでも健康で住み慣れた地域で暮らし続けられるように、居宅介護事業、訪問介護事業、通所介護事業、介護予防活動等、地域と連携したJA版地域包括ケアによる総合的な支援で、安心して信頼される介護福祉サービスの提供に取り組んでいます。

また、食と運動を中心とした健康づくりについて楽しく学ぶことを目的に活動する「健康倶楽部」、松阪中央総合病院に来院される患者様に車いすやシルバーカーの介助を行うボランティア隊「えがお」の活動にも取り組んでいます。

＜各種相談会の開催＞

当組合の顧問弁護士による法律相談会や税理士による税務相談会（相続事業承継対策）、社会保険労務士による年金相談会を無料で開催しています。

＜郷土資料館の運営＞

津市一志町の歴史や文化、昔の農業や暮らし、かつて盛んだった養蚕・製糸について学べる場として郷土資料館を運営し、農機具や生活用具等、貴重な資料を展示しています。地域のボランティアガイド「一志町歴史語り部の会」が案内役を務める社会科見学の受け入れのほか、毎年6月には蚕の飼育展示、8月には地域の子どもたちを対象としたイベントを行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

<年金友の会活動>

年金友の会は、当組合の貯金口座に公的年金の受け取りを指定されている方を対象に、会員相互の親睦を図り、社会的地位の向上と健康で楽しい生活を送ることを目的に活動しています。シニアゴルフ大会やグラウンドゴルフ大会、女性のつどいといったイベントの実施や各支部では旅行などの活動を行っています。

<助け合い組織活動>

助け合い組織「ハーモニーの会」では、お互いに助け合い、安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、高齢者支援や地域住民同士の交流を目的に、ボランティア活動に取り組んでいます。三重中央地区では「かざぐるま」、一志東部地区では「たんぽぽ」、松阪地区では「ほほえみ」がそれぞれ活動しています。

【主な活動】

- ・ ふらっとほ一む、ミニデイサービス、読み聞かせ、配食サービスへの協力 等

<1支店等1協同活動>

組合員・地域の皆様との関係を強化し、地域の拠り所となる親しまれるJAを目指して、各支店・店・事業所で「1支店等1協同活動」を実施しています。組合員・地域住民・役職員が一緒になって企画し活動する「地域ふれあい活動」、役職員が主体となり地域に貢献する「CSR活動」、より身近な情報を発信する「支店・事業所だより」から構成され、令和6年度は51部署で560活動を実施しました。

【主な活動】

- ・ 農業体験学習、親子料理教室、家庭菜園教室、スマホ教室、交通安全啓発活動、地域行事への参画 等

(3) 情報提供活動

<組合員向け広報誌「きずな」の発行>

毎月発行している組合員向け広報誌「きずな」は、幅広い世代の組合員等を対象に、JAの取り組みや食と農、暮らしに関する役立つ情報を分かりやすい誌面で発信しており、身近な広報誌として組合員の皆様にご好評頂いています。

<地域住民向けコミュニティ誌「みえのまんなか」の発行>

年4回発行している地域住民向けコミュニティ誌「みえのまんなか」は、准組合員や地域住民、次世代層を対象に、食と農、JAに興味を持つきっかけとなるような誌面づくりに取り組んでいます。

<公式Webサイトの運営>

各事業からのお知らせやイベント・キャンペーン情報、JAの取り組み、旬の特産物情報等をタイムリーに発信しています。

公式WebサイトURLは、<https://www.ja-mienaka.or.jp/>です。

< SNS の活用 >

J A みえなか公式 Facebook、Instagram、LINE、YouTube を運営しています。次世代層を対象に、SNS それぞれの特性を活かし、写真や動画の見せ方にも工夫しながら、食と農の魅力や J A の事業活動を発信し、J A みえなかのファンづくりに取り組んでいます。



8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制等

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっている。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じている。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。

(2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資推進課およびローンセンターを設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

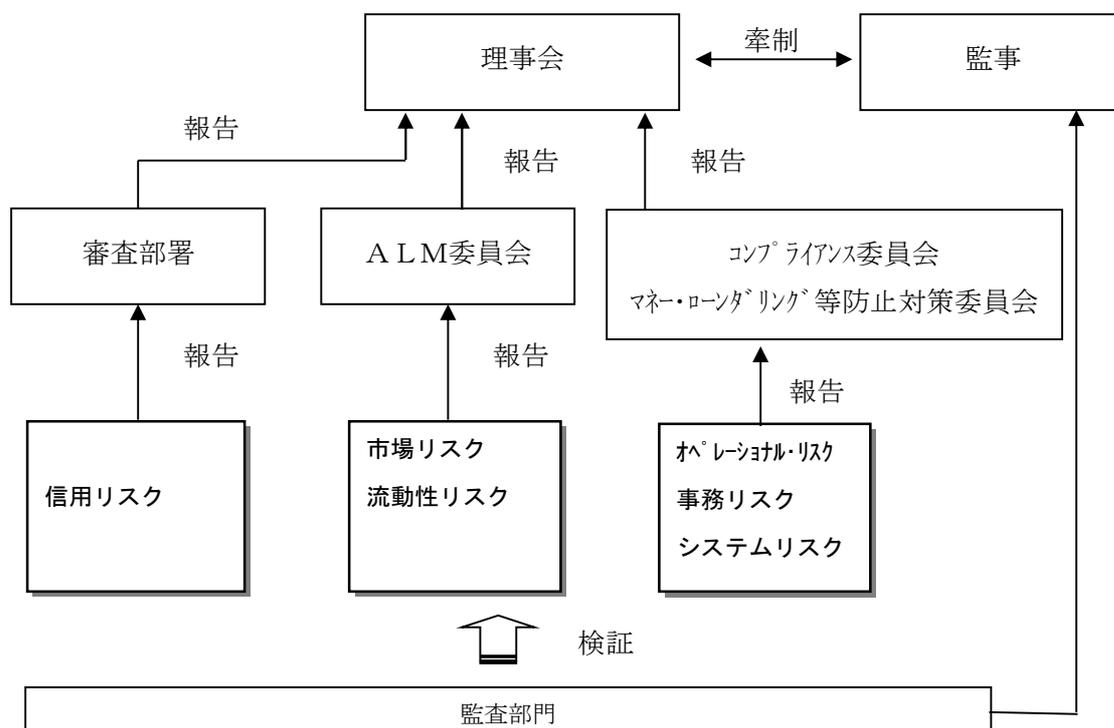
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

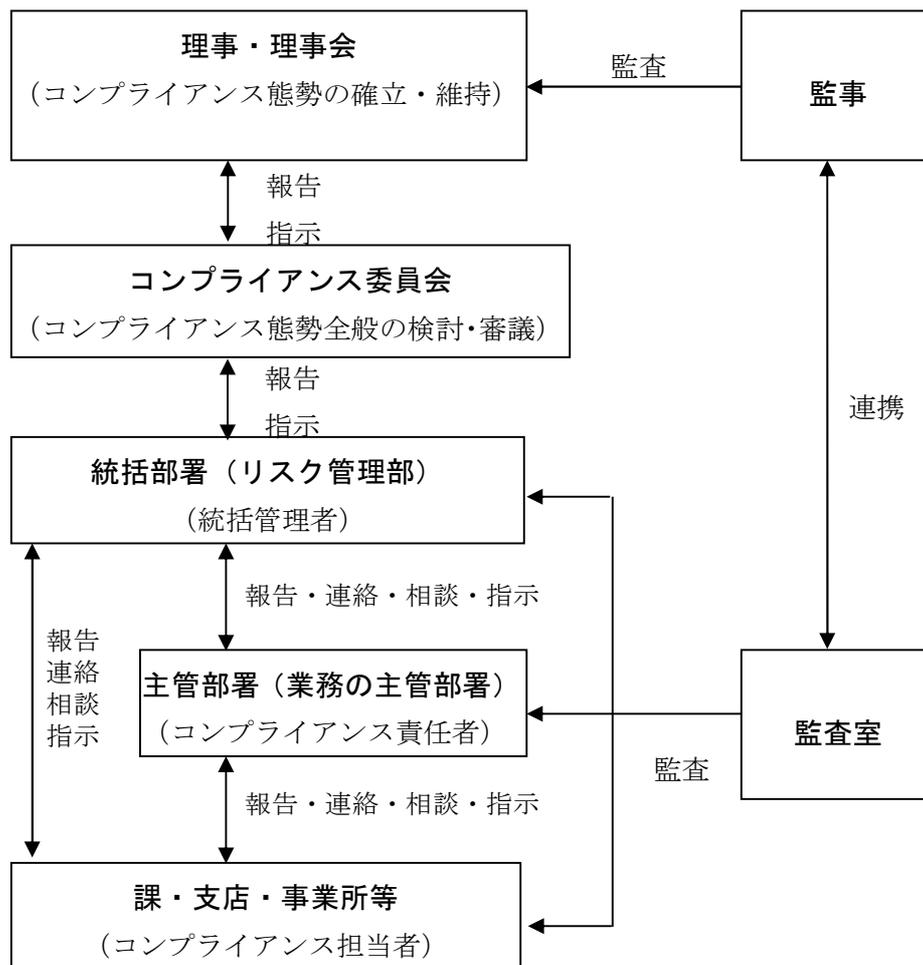
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し役職員に配布のうえ、研修を実施して周知を徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置してその進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

みえなか農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（令和7年4月1日現在）

・ JAバンク相談・苦情等受付窓口

JAみえなか 金融部 電話番号 0598-28-8808（貯金に関すること）

0598-28-8823（融資に関すること）

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

・ JA共済相談・苦情等受付窓口

JAみえなか 共済部 電話番号 059-293-6500

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会 紛争解決センター(※)	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00
公益社団法人 民間総合調停センター （大阪府）	J Aバンク相談所（一般社団法人 J Aバンク・J F マリンバンク相談所）を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または J Aバンク相談所（一般社団法人 J Aバンク・J F マリンバンク相談所）、電話：03-6837-1359 にお申し出ください。なお、(※) の付いた各弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

J Aみえなか（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当 J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当 J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かくに取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当 J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当 J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当 J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当 J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員および部課長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店および各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店および各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当 J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

みえなか農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

みえなか農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

組合は、協同組合の農業金融機関・地域金融機関として、地域社会の健全な発展に貢献するという使命があります。このため、組合員・利用者のみなさまの暮らしの向上、農業をはじめとする地域産業の振興に必要な資金の貸出の伸長に取り組んでいます。

また、貸出業務は信用リスク（たとえば貸出先の破綻など）を伴います。よって貸出に当たっては適正な貸出審査・管理を行い、貯金者の信頼に応えるよう努めています。

今後も地域金融機関として地域社会の健全な発展のため、専門性を持った融資専任担当者を配置し、高度な融資相談およびサービスの提供に努めてまいります。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、13.85%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

また、組合員増強運動を行っています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みえなか農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,933百万円（前年度6,825百万円）

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

(1) 信用事業

① 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまの貯金をお預りしています。

当座貯金・普通貯金・総合口座・貯蓄貯金・通知貯金・定期貯金・定期積金など各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただけます。

② 融資業務

組合員への融資をはじめ地域住民の皆様の暮らしや、農業者の皆様に必要な資金を融資しています。また、地方公共団体などへも融資し、地域の発展、向上に貢献しています。

③ 為替業務

全国の J A ・ 県信連 ・ 農林中金をはじめ全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当 J A の窓口を通して全国の金融機関へ送金や、手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる国内為替を取り扱いしています。

④ 国債窓販販売

国債等（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取扱と保護預かりを行なっています。

⑤ サービス・その他

各種自動受取や各種自動支払、給与振込・年金振込のサービス・口座振替サービスなどを取り扱いしています。

また、全国の J A での貯金のお出し入れや、銀行・信用金庫などでも現金の引き出しができるキャッシュサービスなど、様々なサービスに努めています。

(2) 共済事業

① 長期共済

終身共済・養老生命共済・こども共済・医療共済・がん共済・介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済・年金共済・建物更生共済等の取り扱いをしています。

② 短期共済

自動車共済・自賠責共済・火災共済・傷害共済等の取り扱いをしています。

③ 共栄火災代理店業務

損害保険代理店業務を行っています。

(3) 購買事業

農業生産資材・生活用品の供給、家電製品の供給・修理、農機具・石油類の供給、葬祭業務等を行っています。

(4) 販売事業

米穀・青果物・畜産物の出荷販売を行っています。

(5) 保管事業

米・麦・大豆等、穀物の保管業務を行っています。

(6) 営農指導事業

米穀の生産指導、青果物の生産指導・共撰出荷、畜産物の生育指導や農政情報の伝達・提言、経営指導を行っています。

(7) 利用事業

水稻・野菜の育苗と、穀類をライスセンター・カントリーエレベーターで、お茶を茶工場で共同乾燥調製等を行っています。

(8) 生活指導事業

生活文化活動を中心に、組合員や地域住民の生活文化向上を図る事業を行っており、また助け合い組織による福祉ボランティア活動等を行っています。

(9) 介護事業

高齢者介護福祉（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）事業を行っています。

(10) その他事業

味噌等の加工販売、米の精米、宅地・住宅の供給事業を行っています。

●**系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）**

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

(1) 「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

(2) 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は1,651億円となっています。

(3) 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

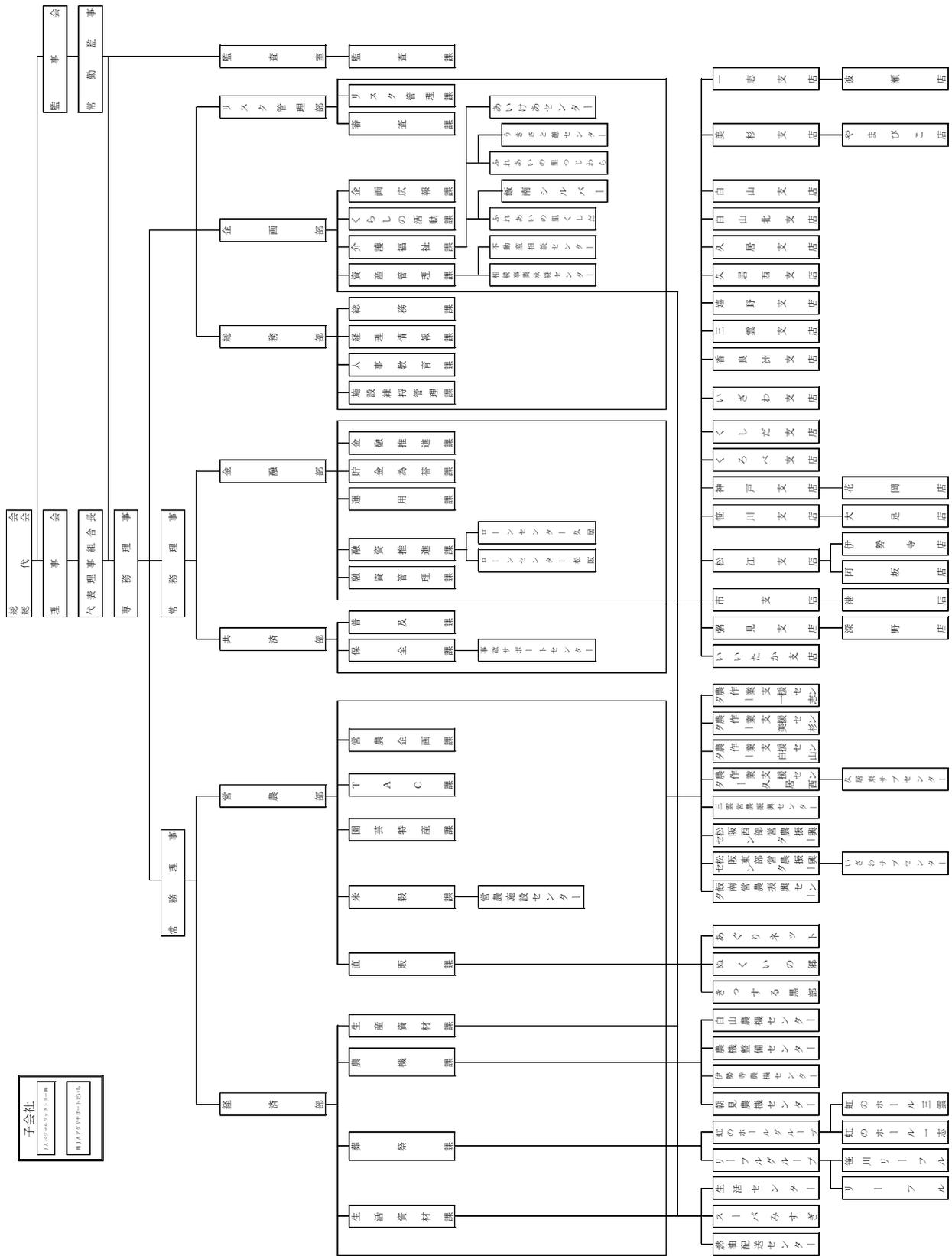
(4) 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

11. 経営の組織

●組織機構図（令和7年7月1日現在）



●組合員数

(単位：人)

	令和5年度末	令和6年度末	増減
正組合員数	15,216	14,828	▲388
個人	15,124	14,733	▲391
法人	92	95	3
准組合員数	16,990	17,258	268
個人	16,882	17,152	270
法人	108	106	▲2
合計	32,206	32,086	▲120

●組合員組織の状況

組織名		構成員数
全 地 区	産直倶楽部	1,548人
	苺部会	90人
	女性組織連絡協議会	1,411人
	助け合い組織「ハーモニーの会」	協力会員 88人
三 重 中 央 地 区	青壮年部	21人
	青色申告会	23人
	なばな部会	29人
	ブロッコリー部会	63人
	加工野菜生産部会	71人
	キャベツ・はくさい部会	130人
	一志町の農業を守る会	57人
	一志受託者部会	12人
	一志じねんじょ部会	20人
	美杉農業を考える会	22人
	美杉こんにやく生産組合	7人
	美杉清流米部会	17人
	白山町水田研究会	41人
	白山町柿部会	7人
	白山町採種部会	7人
	白山町受託者部会	13人
	久居果樹振興協議会	35人
久居地域米麦振興協議会稲作部会	47人	
久居受託者部会	7人	
資産管理部会	47人	
一 志 東 部 地 区	トマト部会	2人
	秋冬野菜部会	43人
	いちじく部会	8人
	香良洲梨部会	18人
	露地大根部会	5人
	水田農業経営者協議会	16人

組織名		構成員数
松 阪 地 区	水経会	36人
	受託部会	13人
	採種部会	4人
	壮年部	25人
	青年部（JAMY）	19人
	青島みかん部会	6人
	高糖系みかん部会	6人
	梨研究部会	15人
	柿生産部会	9人
	畜産部会	7人
	菌茸部会	3人
	生椎茸部会	6人
	乾椎茸部会	13人
	花部会	6人
	茶生葉生産者部会	110人
	なばな部会	72人
	モロヘイヤ部会	61人
	伊勢芋部会	4人
水耕胡瓜研究会	5人	
きざみ葱部会	4人	

●地区一覧

津市のうち、平成17年12月31日現在における一志郡美杉村・白山町・一志町・香良洲町、久居市の区域および松阪市

●特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

12. 役員構成

(令和7年6月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	山本清巳	理事	内田政宏
専務理事	岡田勇樹	〃	中谷哲之
常務理事	中瀬元史	〃	松田忠正
常務理事	村木重和	〃	船木芳則
理事	中村正幸	〃	前川正子
〃	中川一幸	〃	山際裕之
〃	中角徹	〃	西森偉統
〃	池村均	〃	木場盛生
〃	岩垣和代	〃	谷川雅之
〃	福井政徳	〃	田中弘樹
〃	小濱静朗	代表監事	小牧紀彦
〃	間柄孝文	常勤監事	田中誠
〃	岡野美次	監事	平谷律子
〃	高畑恵美	〃	山口毅
〃	金岡一徳	〃	加納覚
〃	出口千晴	員外監事	田村吉生
〃	北川常一		

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

14. 事務所の名称及び所在地

(令和7年4月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本店	松阪市豊原町 1043-1	0598-28-2111	
一志支店	津市一志町田尻 595-13	059-293-2211	2 台
波瀬店	津市一志町波瀬 4327-1	059-294-7211	1 台
美杉支店	津市美杉町八知 5525	059-272-1126	1 台
やまびこ店	津市美杉町奥津 1165	059-274-0234	1 台
白山支店	津市白山町川口 893	059-262-3543	1 台
白山北支店	津市白山町二本木 2293-1	059-262-0104	1 台
久居支店	津市久居新町 1083-1	059-255-2169	2 台
久居西支店	津市庄田町 2383	059-255-3007	1 台
嬉野支店	松阪市嬉野中川新町 4 丁目 156	0598-42-1103	2 台
三雲支店	松阪市中道町 319	0598-56-2431	1 台
香良洲支店	津市香良洲町 1863-8	059-292-3021	1 台
いざわ支店	松阪市射和町 582-1	0598-29-2346	1 台
くしだ支店	松阪市豊原町 1057-1	0598-28-2251	1 台
くろべ支店	松阪市東黒部町天神 1	0598-59-0004	1 台
神戸支店	松阪市垣鼻町 1573-5	0598-21-2119	1 台
花岡店	松阪市大黒田町 823-3	0598-21-0504	1 台
笹川支店	松阪市笹川町 2205	0598-36-0341	1 台
大足店	松阪市大足町 335-1	0598-21-1178	1 台
松江支店	松阪市西之庄町 228	0598-21-0835	1 台
伊勢寺店	松阪市八重田町 173-1	0598-58-2511	1 台
阿坂店	松阪市小阿坂町 314-4	0598-58-2303	1 台
市支店	松阪市郷津町 140-1	0598-51-0684	1 台
港店	松阪市荒木町 18-1	0598-51-0961	1 台
粥見支店	松阪市飯南町粥見 4474-1	0598-32-2610	1 台
深野店	松阪市飯南町深野 585-4	0598-32-2036	
いいたか支店	松阪市飯高町栗野 160-1	0598-45-0006	1 台

(店舗外 ATM 設置台数 28 台)

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	448,699,634	452,757,264
(1)現金	2,236,236	2,558,784
(2)預金	300,600,908	297,877,773
系統預金	290,970,083	286,266,870
系統外預金	9,630,825	11,610,902
(3)金銭の信託	5,392,500	5,683,605
(4)有価証券	49,181,727	51,834,206
(5)貸出金	90,144,472	93,526,768
(6)その他の信用事業資産	1,163,707	1,288,883
未収収益	433,850	517,086
その他の資産	729,856	771,797
(7)貸倒引当金	▲19,917	▲12,757
2 共済事業資産	5,785	8,757
(1)その他の共済事業資産	5,785	8,757
3 経済事業資産	2,367,003	2,216,130
(1)受取手形	4,404	3,937
(2)経済事業未収金	1,150,172	1,167,120
(3)経済受託債権	583,652	354,347
(4)棚卸資産	577,467	643,759
購買品	396,612	428,915
宅地等	115,760	148,934
その他の棚卸資産	65,095	65,910
(5)その他の経済事業資産	97,003	79,829
(6)貸倒引当金	▲45,697	▲32,864
4 雑資産	674,339	614,792
(1)雑資産	674,341	615,678
(2)貸倒引当金	▲2	▲886
5 固定資産	8,404,320	8,304,019
(1)有形固定資産	8,372,140	8,274,888
建物	14,355,677	14,442,943
構築物	3,102,516	3,104,425
機械装置	4,592,403	4,584,242
土地	4,148,715	4,131,971
リース資産	10,867	10,867
その他の有形固定資産	1,393,956	1,386,027
減価償却累計額	▲19,231,995	▲19,385,588
(2)無形固定資産	32,179	29,131
6 外部出資	15,012,970	15,013,210
(1)外部出資	15,012,970	15,013,210
系統出資	14,607,079	14,607,079
系統外出資	354,053	354,293
子会社等出資	51,837	51,837
7 繰延税金資産	679,860	1,293,460
資産の部合計	475,843,914	480,207,634

科 目	令和5年度	令和6年度
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	448,111,338	453,740,821
(1)貯金	446,380,562	451,732,281
(2)借入金	10,176	4,329
(3)その他の信用事業負債	1,720,599	2,004,210
未払費用	109,788	289,435
その他の負債	1,610,810	1,714,775
2 共済事業負債	1,399,798	1,286,645
(1)共済資金	807,524	696,971
(2)未経過共済付加収入	584,526	581,714
(3)共済未払費用	4,779	7,175
(4)その他の共済事業負債	2,967	783
3 経済事業負債	558,489	634,271
(1)経済事業未払金	396,831	346,997
(2)経済受託債務	125,839	254,523
(3)その他の経済事業負債	35,818	32,750
4 設備借入金	38,740	21,260
5 雑負債	724,783	669,568
(1)未払法人税等	75,841	91,663
(2)資産除去債務	89,328	89,379
(3)その他の負債	559,613	488,525
6 諸引当金	1,630,490	1,469,601
(1)賞与引当金	188,809	194,305
(2)退職給付引当金	1,055,550	930,926
(3)役員退職慰労引当金	17,357	23,962
(4)特例業務負担金引当金	368,393	320,020
(5)ポイント引当金	379	385
負債の部合計	452,463,639	457,822,167
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	23,272,000	23,940,867
(1)出資金	6,825,521	6,933,744
(2)利益剰余金	16,502,526	17,047,639
利益準備金	4,929,000	5,089,000
その他利益剰余金	11,573,526	11,958,639
信用事業基盤強化積立金	1,451,803	1,451,803
共同利用施設修繕積立金	300,000	300,000
営農指導事業基盤強化積立金	260,000	260,000
経営安定対策積立金	4,297,297	4,597,297
特別積立金	3,997,000	3,997,000
当期末処分剰余金	1,267,425	1,352,538
(うち当期剰余金)	(785,440)	(703,321)
(3)処分未済持分	▲56,047	▲40,516
2 評価・換算差額等	108,274	▲1,555,399
(1)その他有価証券評価差額金	108,274	▲1,555,399
純資産の部合計	23,380,275	22,385,467
負債及び純資産の部合計	475,843,914	480,207,634

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	6,392,432	6,181,962
事業収益	10,670,356	10,953,635
事業費用	4,277,923	4,771,672
(1)信用事業収益	4,489,360	4,738,518
資金運用収益	3,623,848	3,724,467
(うち預金利息)	(1,694,653)	(1,762,158)
(うち有価証券利息)	(654,563)	(614,361)
(うち貸出金利息)	(969,327)	(1,018,320)
(うちその他受入利息)	(305,303)	(329,627)
役務取引等収益	126,884	132,107
その他事業直接収益	30,974	23,944
その他経常収益	707,652	857,998
(2)信用事業費用	785,136	1,142,979
資金調達費用	175,610	428,342
(うち貯金利息)	(168,803)	(419,836)
(うち給付補填備金繰入)	(2,166)	(2,087)
(うち借入金利息)	(149)	(97)
(うちその他支払利息)	(4,491)	(6,320)
役務取引等費用	35,320	35,914
その他事業直接費用	163,838	257,235
その他経常費用	410,367	421,486
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,762)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲2,306)
(うち貸出金償却)	(-)	(3,896)
信用事業総利益	3,704,224	3,595,538
(3)共済事業収益	1,520,338	1,446,024
共済付加収入	1,409,071	1,332,847
共済その他手数料	84,440	85,808
保険代理店手数料	26,189	27,089
その他の収益	636	278
(4)共済事業費用	82,230	86,766
共済推進費	30,374	36,883
共済保全費	34,264	32,782
その他の費用	17,590	17,101
共済事業総利益	1,438,108	1,359,258
(5)購買事業収益	3,349,539	3,494,040
購買品供給高	3,020,776	3,200,941
購買手数料	188,381	152,973
修理サービス料	84,269	78,013
その他の収益	56,110	62,112
(6)購買事業費用	2,575,297	2,685,978
購買品供給原価	2,395,056	2,503,600
購買品供給費	6,847	8,283
その他の費用	173,393	174,095
(うち貸倒引当金繰入額)	(6,027)	(972)
購買事業総利益	774,241	808,062
(7)販売事業収益	177,143	191,788
販売品販売高	478	750
販売手数料	145,137	163,418
その他の収益	31,528	27,619
(8)販売事業費用	54,975	56,264
販売品販売原価	418	768
その他の費用	54,557	55,496
(うち貸倒引当金繰入額)	(139)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲395)
販売事業総利益	122,167	135,524
(9)保管事業収益	69,062	63,347
(10)保管事業費用	3,490	3,969
保管事業総利益	65,572	59,377

科 目	令和5年度	令和6年度
(11)加工事業収益	31,515	29,300
(12)加工事業費用	26,562	27,015
加工事業総利益	4,953	2,285
(13)利用事業収益	671,090	572,871
(14)利用事業費用	496,728	476,623
利用事業総利益	174,361	96,247
(15)宅地等供給事業収益	90,975	121,214
(16)宅地等供給事業費用	53,719	72,498
宅地等供給事業総利益	37,255	48,715
(17)福祉事業収益	19,742	28,109
(18)福祉事業費用	10,332	10,835
福祉事業総利益	9,410	17,274
(19)介護事業収益	244,627	245,985
(20)介護事業費用	151,783	156,360
介護事業総利益	92,843	89,625
(21)農業経営事業収益	7,227	6,702
(22)農業経営事業費用	3,798	3,569
農業経営事業総利益	3,428	3,132
(23)指導事業収入	20,635	30,946
(24)指導事業支出	54,769	64,024
指導事業収支差額	▲ 34,134	▲ 33,078
2 事業管理費	5,559,790	5,469,414
(1)人件費	3,981,796	3,894,616
(2)業務費	661,885	665,401
(3)諸税負担金	214,001	220,753
(4)施設費	693,750	676,305
(5)その他事業管理費	8,354	12,338
事業利益	832,642	712,547
3 事業外収益	374,953	402,597
(1)受取雑利息	650	611
(2)受取出資配当金	153,423	156,170
(3)賃貸料	20,335	20,570
(4)雑収入	200,543	225,244
4 事業外費用	152,735	148,696
(1)支払雑利息	353	233
(2)貸倒引当金繰入額	0	883
(3)寄付金	4,531	4,584
(4)その他引当金戻入益	▲ 173	▲ 163
(5)雑損失	148,023	143,157
経常利益	1,054,860	966,449
5 特別利益	205,143	269,905
(1)固定資産処分益	1,028	17,209
(2)一般補助金	204,115	252,696
6 特別損失	240,439	312,219
(1)固定資産処分損	15,952	14,555
(2)固定資産圧縮損	204,115	252,696
(3)減損損失	20,371	44,968
税引前当期利益	1,019,565	924,134
法人税、住民税及び事業税	162,900	190,819
法人税等調整額	71,224	29,994
法人税等合計	234,124	220,813
当期剰余金	785,440	703,321
当期首繰越剰余金	481,985	649,217
当期末処分剰余金	1,267,425	1,352,538

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

●注記表等

【令和5年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②市場価格のない株式等・・・ 移動平均法による原価法
- 2 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（2～5年）での定額法により償却しています。
 - (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,006千円です。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。ただし、令和3年4月1日合併前の旧松阪農業協同組合で発生した数理計算上の差異については、8年で費用処理しています。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
（追加情報）
退職給付制度の変更
当組合は、令和5年7月1日に退職給付制度の改定を行っています。この制度変更により、当事業年度に過去勤務費用が▲9,379千円発生しています。なお、当過去勤務費用は、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

- (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農業経営事業

農地の有効利用の促進、安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

9 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

10 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しています。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 20,371千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,904,906千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	1,462,503	工具器具備品	20,725
構築物	161,837	土地	28,449
機械装置	1,231,390		

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金100千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金14,300,000千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 7,927千円

子会社等に対する金銭債務の総額 101,661千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 16,360千円

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

- 5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は142,115千円、危険債権額は537,100千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は679,215千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

- 1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額
- | | | |
|-----|-----------------|----------|
| (1) | 子会社等との取引による収益総額 | 49,493千円 |
| | うち事業取引高 | 8,863千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | 40,629千円 |
| (2) | 子会社等との取引による費用総額 | 15,292千円 |
| | うち事業取引高 | 6,706千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | 8,585千円 |
- 2 減損会計に関する事項
- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
 本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
 カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。
 当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
いいたか支店	営業用店舗	建物及び土地	
ふれあいの里つじわら	営業用店舗	土地及び工具器具備品	
飯南シルバー	営業用店舗	建物、土地及び工具器具備品	
飯南営農振興センター	営業用店舗	土地	
飯高ライスセンター	営業用店舗	土地及び機械装置	
粥見茶工場	営業用店舗	土地	
粥見育苗センター	営業用店舗	土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
 いいたか支店、ふれあいの里つじわら及び飯南シルバーについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
 飯南営農振興センター、飯高ライスセンター、粥見茶工場及び粥見育苗センターについては、当該共用資産グループ及び関連する資産グループを含むより大きな単位において、割引前キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	金額	内訳
いいたか支店	387千円	建物110千円、土地276千円
ふれあいの里つじわら	1,253千円	土地960千円、工具器具備品292千円
飯南シルバー	6,091千円	建物1,423千円、土地4,365千円、工具器具備品302千円
飯南営農振興センター	510千円	土地510千円
飯高ライスセンター	4,200千円	土地574千円、機械装置3,625千円
粥見茶工場	4,901千円	土地4,901千円
粥見育苗センター	3,029千円	土地3,029千円
合計	20,371千円	土地14,617千円、建物1,533千円、機械装置3,625千円、工具器具備品594千円

- (4) 回収可能価額の算定方法
 回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

- 3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額
 購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、28,219千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余剰金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,011,855千円減少するものと把握しています。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	300,600,908	300,658,960	58,051
有価証券			
満期保有目的の債券	1,173,600	1,152,110	▲ 21,489
その他有価証券	48,008,127	48,008,127	-
貸出金	90,144,472		
貸倒引当金(*1)	▲ 19,917		
貸倒引当金控除後	90,124,554	91,303,082	1,178,527
資産計	439,907,190	441,122,280	1,215,089
貯金	446,380,562	446,018,852	▲ 361,709
負債計	446,380,562	446,018,852	▲ 361,709

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	15,012,970
合計	15,012,970

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	291,000,908	600,000	-	-	-	9,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	20,260	20,260	20,260	12,820	-	1,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの (*1)	919,886	3,586,526	2,503,776	3,214,896	1,486,266	34,155,957
貸出金 (*2、3)	6,724,256	5,740,585	3,901,571	5,157,739	7,463,811	61,090,733
合計	298,665,311	9,947,371	6,425,607	8,385,455	8,950,077	105,346,691

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越678,935千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等65,774千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	395,275,800	18,834,105	26,537,661	1,705,155	4,027,839	-
合計	395,275,800	18,834,105	26,537,661	1,705,155	4,027,839	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

- 1 有価証券の時価及び評価差額
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	52,500	57,067	4,567
	小計	52,500	57,067	4,567
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	21,100	20,161	▲ 938
	社債	1,100,000	1,074,882	▲ 25,118
	小計	1,121,100	1,095,043	▲ 26,056
合計		1,173,600	1,152,110	▲ 21,489

- (2) その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,706,707	4,009,060	302,352
	地方債	3,928,799	4,159,589	230,789
	政府保証債	99,990	109,410	9,419
	社債	11,498,406	11,744,612	246,205
	株式	418,481	890,936	472,455
	受益証券	505,244	1,171,710	666,465
	投資証券	411,748	506,853	95,104
	小計	20,569,378	22,592,171	2,022,792
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,166,182	3,722,310	▲ 443,872
	地方債	1,444,834	1,345,185	▲ 99,649
	社債	19,047,408	17,940,924	▲ 1,106,483
	株式	305,758	292,233	▲ 13,525
	受益証券	2,202,405	1,969,189	▲ 233,216
	投資証券	165,151	146,112	▲ 19,038
	小計	27,331,740	25,415,955	▲ 1,915,785
合計	47,901,119	48,008,127	107,007	

- 2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,194,514	11,482	-
地方債	402,282	2,282	-
社債	5,527,249	11,992	163,838
株式	7,596,443	200,472	85,372
受益証券	1,689,162	45,538	22,046
投資証券	88,253	4,993	-
合計	17,497,904	276,761	271,256

- 3 保有目的区分を変更した有価証券
当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

- 4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- (1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,309,248	3,171,949	137,299
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,083,251	2,178,768	▲ 95,516
合計	5,392,500	5,350,717	41,782

Ⅶ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱UFJ信託銀行株式会社との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,500,248
(2) 勤務費用	234,777
(3) 利息費用	15,791
(4) 数理計算上の差異の発生額	70,297
(5) 退職給付の支払額	▲ 376,728
(6) 過去勤務費用の発生額	▲ 28,908
(7) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	4,415,476

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	3,250,519
(2) 期待運用収益	35,663
(3) 数理計算上の差異の発生額	76,337
(4) 年金資産への拠出金	218,283
(5) 退職給付の支払額	▲ 255,529
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,325,274

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	4,415,476
(2) 年金資産	▲ 3,325,274
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	1,090,202
(4) 未認識過去勤務費用	8,675
(5) 未認識数理計算上の差異	▲ 43,327
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	1,055,550
(7) 退職給付引当金=(6)	1,055,550

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1) 勤務費用	234,777
(2) 利息費用	15,791
(3) 期待運用収益	▲ 35,663
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	28,470
(5) 過去勤務費用の費用処理額	▲ 20,233
(6) 合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	223,142

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	1,305,539
(2) 合計	1,305,539

三菱UFJ信託銀行株式会社

(単位：千円)

(1) 債券	166,778
(2) 株式	221,406
(3) 現金及び預金	8,393
(4) 合計(1)+(2)+(3)	396,579

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	1,022,587
(2) 年金保険投資	454,483
(3) 現金及び預金	64,926
(4) その他	81,157
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	1,623,155

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.35%
(2) 長期期待運用収益率	1.10%

VIII 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	
退職給付引当金	287,426
減価償却超過	4,092
賞与引当金	51,412
賞与引当に係る未払社会保険料	8,631
特例業務負担金引当金	100,313
貸出金未収利息	730
貸倒損失	36,020
役員退職慰労引当金	4,726
棚卸資産(収益性低下分)	7,684
未払事業税	7,311
減損損失	314,194
資産除去債務	24,324
中央会賦課金	18,921
粥見土地簿価下げ(H15)	8,939
農協観光出資金債務超過	1,089
養蚕組合土地	2,195
めぐりネット出資金減損	2,052
未払賞与	39,423
無形固定資産	19,934
エコーブいちし外部出資精算損	5,459
だいち出資金減損	1,231
その他	805
繰延税金資産小計(A)	946,920
評価性引当額(B)	▲ 224,746
繰延税金資産合計(A) + (B) = (C)	722,174
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	▲ 1,786
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 11
その他有価証券評価差額金	▲ 40,515
繰延税金負債小計(D)	▲ 42,313
繰延税金資産の純額(C) + (D)	679,860

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.27
事業分量配当	▲ 1.07
住民税均等割等	0.67
評価性引当額の増減	▲ 2.01
法人税額の特別控除	▲ 0.34
その他	▲ 0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.96

IX 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市および津市において、賃貸不動産を所有しています。令和6年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は52,385千円(賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上)です。

また、松阪市および津市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	1,721,053	▲ 77,600	1,643,453	2,238,180
遊休不動産	227,808	12,762	240,571	712,645
合計	1,948,862	▲ 64,837	1,884,024	2,950,825

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の取得(800千円)及び用途変更(22,941千円)であり、主な減少額は減価償却(87,929千円)です。

(注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

X 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【令和6年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②市場価格のない株式等・・・ 移動平均法による原価法
- 2 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（2～5年）での定額法により償却しています。
 - (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要留意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,835千円です。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。ただし、令和3年4月1日合併前の旧松阪農業協同組合で発生した数理計算上の差異については、8年で費用処理しています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。
 - (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農業経営事業

農地の有効利用の促進、安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

9 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

10 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「J A共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。
 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しています。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 44,968千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,951,665千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	1,491,479	工具器具備品	20,623
構築物	161,837	土地	28,449
機械装置	1,249,275		

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金100千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金14,300,000千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 856千円

子会社等に対する金銭債務の総額 36,669千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,832千円

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は123,211千円、危険債権額は446,313千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は569,525千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1)	子会社等との取引による収益総額	43,982千円
	うち事業取引高	4,035千円
	うち事業取引以外の取引高	39,947千円
(2)	子会社等との取引による費用総額	9,845千円
	うち事業取引高	3,620千円
	うち事業取引以外の取引高	6,225千円

2 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美杉支店	営業用店舗	建物、構築物及び土地	
ふれあいの里つじわら	営業用店舗	建物、土地及び工具器具備品	
ぬくいの郷	営業用店舗	工具器具備品	
一志配送センター	営業用店舗	建物、構築物、土地及び機械装置	
松阪配送センター	営業用店舗	機械装置及び工具器具備品	
飯高ライスセンター	営業用店舗	機械装置	
粥見茶工場	営業用店舗	土地	
粥見育苗センター	営業用店舗	土地	
粥見支店4筆（不稼働）	遊休資産	土地	業務外固定資産
井村町資材庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
下之川ライスセンター	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧西部営農振興センター	遊休資産	建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

美杉支店、ふれあいの里つじわら、ぬくいの郷、一志配送センター及び松阪配送センターについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

飯高ライスセンター、粥見茶工場及び粥見育苗センターについては、当該共用資産グループ及び関連する資産グループを含むより大きな単位において、割引前キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	金額	内訳
美杉支店	17,011千円	建物13,642千円、構築物285千円、土地3,083千円
ふれあいの里つじわら	4,074千円	建物767千円、土地2,203千円、工具器具備品1,102千円
ぬくいの郷	3,060千円	工具器具備品3,060千円
一志配送センター	8,743千円	建物7,638千円、構築物520千円、土地64千円、機械装置520千円
松阪配送センター	301千円	機械装置288千円、工具器具備品12千円
飯高ライスセンター	2,858千円	機械装置2,858千円
粥見茶工場	3,406千円	土地3,406千円
粥見育苗センター	2,340千円	土地2,340千円
粥見支店4筆（不稼働）	829千円	土地829千円
井村町資材庫敷地	47千円	土地47千円
下之川ライスセンター	0千円	土地0千円
旧西部営農振興センター	2,297千円	建物2,297千円
合計	44,968千円	建物24,345千円、構築物805千円、土地11,975千円、機械装置3,666千円、工具器具備品4,175千円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、6,597千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,852,642千円減少するものと把握しています。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	297,877,773	295,796,169	▲ 2,081,604
有価証券			
満期保有目的の債券	1,445,859	1,305,575	▲ 140,284
その他有価証券	50,388,346	50,388,346	-
貸出金	93,526,768		
貸倒引当金(*1)	▲ 12,757		
貸倒引当金控除後	93,514,010	93,653,460	139,449
資産計	443,225,990	441,143,551	▲ 2,082,438
貯金	451,732,281	450,173,573	▲ 1,558,707
負債計	451,732,281	450,173,573	▲ 1,558,707

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	15,013,210
合計	15,013,210

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	286,877,773	-	-	-	-	11,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	20,260	20,260	12,820	-	-	1,600,000
その他有価証券のうち満期があるもの (*1)	920,036	3,828,286	3,216,496	1,488,956	3,092,266	37,566,848
貸出金 (*2、3)	7,268,505	4,055,898	5,337,357	7,629,917	6,379,699	62,813,798
合計	295,086,574	7,904,444	8,566,673	9,118,873	9,471,965	112,980,646

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越651,127千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等41,591千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	379,154,957	20,495,929	36,969,175	3,322,005	11,790,214	-
合計	379,154,957	20,495,929	36,969,175	3,322,005	11,790,214	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	37,500	39,791	2,291
	小計	37,500	39,791	2,291
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	15,840	14,826	▲ 1,013
	社債	1,392,519	1,250,958	▲ 141,561
	小計	1,408,359	1,265,784	▲ 142,575
合計	1,445,859	1,305,575	▲ 140,284	

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,405,170	3,304,617	100,552
	地方債	2,666,723	2,621,787	44,935
	政府保証債	102,890	99,991	2,898
	社債	3,540,831	3,499,984	40,846
	株式	728,767	296,965	431,802
	受益証券	859,379	419,869	439,509
	投資証券	404,899	347,344	57,554
小計	11,708,660	10,590,559	1,118,100	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	12,005,380	12,914,158	▲ 908,778
	地方債	2,379,311	2,630,714	▲ 251,402
	社債	21,599,874	23,537,033	▲ 1,937,158
	株式	660,484	772,668	▲ 112,184
	受益証券	1,796,561	2,039,619	▲ 243,057
	投資証券	238,074	266,719	▲ 28,645
	小計	38,679,686	42,160,913	▲ 3,481,227
合計	50,388,346	52,751,473	▲ 2,363,126	

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	5,490,084	11,428	165,353
地方債	201,416	1,420	-
社債	3,114,431	8,760	91,882
株式	5,874,639	213,640	90,955
受益証券	4,101,128	232,046	4,998
投資証券	72,180	2,262	-
合計	18,853,878	469,560	353,189

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,251,805	882,627	369,177
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	4,431,799	4,596,329	▲ 164,529
合計	5,683,605	5,478,957	204,648

VII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱UFJ信託銀行株式会社との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,415,476
(2) 勤務費用	203,335
(3) 利息費用	15,493
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲ 500,478
(5) 退職給付の支払額	▲ 208,458
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,925,368

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	3,325,274
(2) 期待運用収益	45,314
(3) 数理計算上の差異の発生額	▲ 30,100
(4) 年金資産への拠出金	210,974
(5) 退職給付の支払額	▲ 142,151
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,409,311

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
(単位：千円)

(1)退職給付債務	3,925,368
(2)年金資産	▲ 3,409,311
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	516,056
(4)未認識過去勤務費用	7,737
(5)未認識数理計算上の差異	407,132
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	930,926
(7)退職給付引当金=(6)	930,926

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

(1)勤務費用	203,335
(2)利息費用	15,493
(3)期待運用収益	▲ 45,314
(4)数理計算上の差異の費用処理額	▲ 19,918
(5)過去勤務費用の費用処理額	▲ 937
(6)合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	152,658

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会 (単位：千円)

(1)一般勘定	1,316,747
(2)合計	1,316,747

三菱UFJ信託銀行株式会社 (単位：千円)

(1)債券	172,982
(2)株式	203,135
(3)現金及び預金	8,529
(4)合計(1)+(2)+(3)	384,647

全国農林漁業団体共済会 (単位：千円)

(1)債券	1,229,700
(2)年金保険投資	426,979
(3)現金及び預金	51,237
(4)合計(1)+(2)+(3)	1,707,916

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.77%
(2)長期期待運用収益率	1.36%

VIII 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	
退職給付引当金	260,100
減価償却超過	3,945
賞与引当金	52,909
賞与引当に係る未払社会保険料	8,871
特例業務負担金引当金	89,413
貸出金未収利息	322
貸倒損失	36,959
役員退職慰労引当金	6,695
棚卸資産(収益性低下分)	1,843
未払事業税	11,039
減損損失	320,501
資産除去債務	24,972
中央会賦課金	20,361
粥見土地簿価下げ(H15)	9,172
管理経済コスト(会計)	355
農協観光出資金債務超過	1,117
養蚕組合土地	2,252
めぐりネット出資金減損	2,106
未払賞与	39,246
無形固定資産	21,166
エコープいちし外部出資清算損	5,601
だいち出資金減損	1,263
その他	378
その他有価証券評価差額金	603,078
繰延税金資産小計(A)	1,523,678
評価性引当額(B)	▲ 228,379
繰延税金資産合計(A)+(B)=(C)	1,295,299
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	▲ 1,833
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 5
繰延税金負債小計(D)	▲ 1,838
繰延税金資産の純額(C)+(D)	1,293,460

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.56
事業分量配当	▲ 1.23
住民税均等割等	0.74
評価性引当額の増減	▲ 0.23
税率変更による期末繰延税金資産の増減	▲ 1.52
法人税額の特別控除	▲ 0.75
過年度法人税等追徴税額	1.38
その他	▲ 0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.89

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.23%から27.94%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した額)は14,083千円増加、その他有価証券評価差額金は15,325千円減少し、法人税等調整額は14,083千円減少しています。

IX 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市および津市において、賃貸不動産を所有しています。令和7年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は15,698千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上）です。

また、松阪市および津市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	1,643,453	▲ 60,654	1,582,798	2,168,313
遊休不動産	240,571	▲ 25,666	214,904	631,108
合計	1,884,024	▲ 86,321	1,797,703	2,799,422

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得（41,450千円）であり、主な減少額は減価償却（80,371千円）、用途変更（39,445千円）及び固定資産の売却（4,768千円）です。

(注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

X 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	1,267,425	1,352,538
2 剰余金処分額	618,208	572,738
(1)利益準備金	160,000	145,000
(2)任意積立金	300,000	250,000
経営安定対策積立金	300,000	250,000
(3)出資配当金(年率)	118,241 (1.8%)	136,045 (2.0%)
(4)事業分量配当金	39,967	41,693
3 次期繰越剰余金	649,217	779,800

注)

- 事業利用分量配当金の基準は、以下のとおりです。
 (令和5年度)
 予約の肥料農薬購入金額に対して5.0%の割合で支払う(別途消費税)。
 (令和6年度)
 予約の肥料農薬購入金額に対して5.0%の割合で支払う(別途消費税)。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額が含まれています。
 令和5年度 40,000千円 令和6年度 36,000千円
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

名 称	経営安定対策積立金
目 的	新たな会計基準(税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等)の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とする。
目 標 額	毎事業年度、計画的に積立し80億円を限度とする。
取崩基準	目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す。 ① 新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合 ② 債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合 ③ 有価証券の運用により多額の損失が生じた場合 ④ 繰延税金資産の取崩しにより、多額の損失が生じた場合

●部門別損益計算書（令和5年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	12,199,032	4,489,360	1,520,338	3,710,885	2,468,842	9,605	
事業費用 ②	5,806,599	785,136	82,230	3,123,305	1,794,623	21,305	
事業総利益③（①－②）	6,392,432	3,704,224	1,438,108	587,580	674,219	▲11,699	
事業管理費 ④ （うち人件費 ⑤） （うち減価償却費⑥）	5,559,790 (3,981,796) (243,769)	1,999,626 (1,362,797) (77,419)	1,315,950 (1,023,188) (54,881)	1,113,861 (790,072) (42,332)	867,335 (601,238) (58,869)	263,016 (204,499) (10,265)	
うち共通管理費 ⑦ （うち人件費 ⑧） （うち減価償却費⑨）		185,126 (109,296) (13,169)	90,728 (53,565) (6,454)	76,124 (44,942) (5,415)	66,974 (39,541) (4,764)	11,843 (6,992) (842)	▲430,796 (▲254,338) (▲30,645)
事業利益 ⑩（③－④）	832,642	1,704,597	122,158	▲526,280	▲193,116	▲274,716	
事業外収益 ⑪	374,953	144,389	73,756	67,014	75,706	14,085	
うち共通分 ⑫		109,841	53,832	45,166	39,738	7,027	▲255,606
事業外費用 ⑬	152,735	65,399	32,317	27,524	23,363	4,130	
うち共通分 ⑭		64,566	31,643	26,549	23,358	4,130	▲150,249
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	1,054,860	1,783,587	163,597	▲486,790	▲140,773	▲264,761	
特別利益 ⑯	205,143	441	216	199,440	159	4,885	
うち共通分 ⑰		441	216	181	159	28	▲1,028
特別損失 ⑱	240,439	16,954	8,843	205,848	7,343	1,449	
うち共通分 ⑲		14,621	7,166	6,012	5,289	935	▲34,025
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	1,019,565	1,767,076	154,970	▲493,198	▲147,956	▲261,326	
営農指導事業分配賦額 ㉑		108,242	62,007	44,654	46,421	▲261,326	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉑）	1,019,565	1,658,833	92,962	▲537,852	▲194,378		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均
- (2) 営農指導事業
（均等割＋事業総利益割）の平均

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	43.0%	21.1%	17.7%	15.5%	2.7%	100.0%
営農指導事業	41.4%	23.7%	17.1%	17.8%		100.0%

3. 部門別の資産（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	475,843,914	462,863,471	4,245,647	3,198,995	2,639,210	327,086	2,569,502
総資産(共通資産 配分後) (うち固定資産)	475,843,914 (8,404,320)	463,967,662 (2,669,169)	4,786,801 (1,892,135)	3,653,039 (1,459,462)	3,038,684 (2,029,620)	397,726 (353,932)	

●部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	12,414,537	4,738,518	1,446,024	3,642,618	2,573,696	13,679	
事業費用 ②	6,232,575	1,142,979	86,766	3,071,921	1,906,897	24,010	
事業総利益③（①－②）	6,181,962	3,595,538	1,359,258	570,697	666,799	▲10,330	
事業管理費 ④ （うち人件費 ⑤） （うち減価償却費⑥）	5,469,414 (3,894,616) (238,209)	2,132,819 (1,477,328) (78,270)	1,199,080 (911,954) (50,959)	1,053,079 (726,065) (41,598)	813,797 (573,814) (55,859)	270,638 (205,453) (11,522)	
うち共通管理費 ⑦ （うち人件費 ⑧） （うち減価償却費⑨）		261,510 (178,816) (14,024)	120,216 (82,202) (6,446)	106,323 (72,701) (5,701)	87,016 (59,500) (4,666)	17,924 (12,256) (961)	▲592,991 (▲405,476) (▲31,800)
事業利益 ⑩（③－④）	712,547	1,462,719	160,177	▲482,381	▲146,997	▲280,969	
事業外収益 ⑪	402,597	162,482	78,430	68,024	78,608	15,050	
うち共通分 ⑫		119,598	54,979	48,625	39,796	8,197	▲271,198
事業外費用 ⑬	148,696	65,539	30,177	27,147	21,420	4,411	
うち共通分 ⑭		64,368	29,590	26,170	21,418	4,411	▲145,958
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	966,449	1,559,662	208,431	▲441,504	▲89,809	▲270,330	
特別利益 ⑯	269,905	8,625	3,965	253,852	2,870	591	
うち共通分 ⑰		8,625	3,965	3,506	2,870	591	▲19,559
特別損失 ⑱	312,219	25,978	11,960	263,517	8,889	1,874	
うち共通分 ⑲		25,852	11,884	10,510	8,602	1,771	▲58,621
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	924,134	1,542,309	200,435	▲451,168	▲95,829	▲271,613	
営農指導事業分配賦額 ㉑		112,807	63,762	46,467	48,575	▲271,613	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉑）	924,134	1,429,502	136,673	▲497,636	▲144,404		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均
- (2) 営農指導事業
（均等割＋事業総利益割）の平均

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	44.1%	20.3%	17.9%	14.7%	3.0%	100.0%
営農指導事業	41.5%	23.5%	17.1%	17.9%		100.0%

3. 部門別の資産（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	480,207,634	466,945,020	4,128,438	2,965,362	2,636,049	370,359	3,162,404
総資産(共通資産 配分後) (うち固定資産)	480,207,634 (8,304,019)	468,339,648 (2,728,520)	4,769,550 (1,776,451)	3,532,381 (1,450,113)	3,100,106 (1,947,265)	465,948 (401,668)	

●会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	6,501	10,358	12,079	12,199	12,414
信用事業収益	2,103	4,172	4,370	4,489	4,738
共済事業収益	718	1,699	1,579	1,520	1,446
農業関連事業収益	2,134	2,573	3,767	3,710	3,642
その他事業収益	1,545	1,912	2,362	2,478	2,587
経常利益	314	641	900	1,054	966
当期剰余金（※）	137	295	587	785	703
出資金	2,517	5,799	6,479	6,825	6,933
（出資口数）	2,517,255口	5,799,224口	6,479,595口	6,825,521口	6,933,744口
純資産額	8,215	22,416	22,213	23,380	22,385
総資産額	171,724	466,119	466,952	475,843	480,207
貯金等残高	161,051	437,731	438,879	446,380	451,732
貸出金残高	36,864	84,855	87,467	90,144	93,526
有価証券残高	13,634	54,794	54,349	49,181	51,834
剰余金配当金額	22	111	119	158	177
・出資配当の額	22	111	102	118	136
・事業利用分量配当の額	-	-	16	39	41
正職員数	264	591	557	525	509
常用的臨時雇用者	77	119	119	111	101
単体自己資本比率	11.25	11.54	12.15	13.06	13.85

- 注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 2. 信託業務の取り扱いは行っておりません。
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	3,448	3,296	▲152
役員取引等収支	91	96	4
その他信用事業収支	164	203	38
信用事業粗利益	3,704	3,595	▲108
(信用事業粗利益率)	0.83	0.81	▲0.02
事業粗利益	6,407	6,063	▲344
(事業粗利益率)	1.30	1.24	▲0.06
事業純益	847	593	▲253
実質事業純益	848	594	▲253
コア事業純益	980	827	▲153
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,044	931	▲112

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	439,737	3,623	0.82	435,805	3,724	0.85
うち預金	297,476	1,999	0.67	291,968	2,091	0.71
うち有価証券	53,153	654	1.23	52,030	614	1.18
うち貸出金	89,106	969	1.08	91,806	1,018	1.10
資金調達勘定	449,331	175	0.03	444,932	428	0.09
うち貯金・定積	448,356	170	0.03	443,609	421	0.09
うち借入金	12	0	1.16	6	0	1.44
うち貸付留保金	962	4	0.46	1,316	6	0.47
総資金利ざや			0.35			0.29

注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれていません。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	113	100
うち預金	▲ 20	91
うち有価証券等	81	▲40
うち貸出金	51	48
支払利息	30	250
うち貯金	32	251
うち借入金	▲0	▲0
差引	82	▲ 150

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
流動性貯金	153,017	(34.1)	158,568	(35.7)	5,550
定期性貯金	295,259	(65.8)	284,957	(64.2)	▲10,302
その他の貯金	78	(0.0)	84	(0.0)	5
合計	448,356	(100.0)	443,609	(100.0)	▲4,746

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
定期貯金	288,708	(100.0)	288,363	(100.0)	▲344
うち固定自由金利定期	288,703	(99.9)	288,359	(99.9)	▲343
変動自由金利定期	4	(0.0)	3	(0.0)	▲1

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) () 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	383	373	▲10
証書貸付	69,984	71,902	1,917
当座貸越	670	656	▲13
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	18,068	18,873	805
合計	89,106	91,806	2,699

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
固定金利貸出	47,726	(52.9)	44,842	(47.9)	▲2,883
変動金利貸出	42,417	(47.1)	48,683	(52.1)	6,266
合計	90,144	(100.0)	93,526	(100.0)	3,382

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	493	396	▲96
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	81	67	▲14
その他担保物	121	84	▲36
計	696	548	▲147
農業信用基金協会保証	15,564	15,205	▲358
その他保証	53,468	55,690	2,222
計	69,032	70,895	1,863
信用	20,416	22,082	1,666
合計	90,144	93,526	3,382

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当はありません。

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
農業近代化資金	1,555	1,596	41
制度資金	6	3	▲3
農業資金	1,244	1,174	▲70
うち農業施設資金	(706)	(599)	(▲106)
うち農業運転資金	(538)	(575)	(37)
事業資金	24,050	25,149	1,099
うち事業施設資金	(3,820)	(4,094)	274
うち事業運転資金	(20,230)	(21,055)	825
生活資金	62,912	65,243	2,331
うち住宅関連資金	(60,690)	(62,895)	(2,204)
うち生活関連資金	(2,222)	(2,348)	(126)
その他資金	374	357	▲17
合計	90,144	93,526	3,382

▼貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増減
農業	3,862	(4.3)	3,778	(4.0)	▲83
林業	247	(0.3)	238	(0.3)	▲9
水産業	84	(0.1)	77	(0.1)	▲6
製造業	13,313	(14.8)	13,436	(14.4)	122
鉱業	410	(0.5)	447	(0.5)	37
建設業	4,797	(5.3)	4,805	(5.1)	7
電気・ガス・熱供給・水道業	1,276	(1.4)	1,302	(1.4)	26
運輸・通信業	3,593	(4.0)	3,435	(3.7)	▲157
卸売・小売業・飲食店	2,662	(3.0)	2,610	(2.8)	▲52
金融・保険業	19,362	(21.5)	20,394	(21.8)	1,032
不動産業	1,183	(1.3)	1,410	(1.5)	226
サービス業	15,264	(16.9)	16,183	(17.3)	919
地方公共団体	2,843	(3.2)	3,032	(3.2)	189
その他	21,242	(23.6)	22,372	(23.9)	1,130
合計	90,144	(100.0)	93,526	(100.0)	3,382

注) ()内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	2,775	2,759	▲16
穀作	1,335	1,360	25
野菜・園芸	264	260	▲4
果樹・樹園農業	89	77	▲11
工芸作物	25	25	0
養豚・肉牛・酪農	376	348	▲27
養鶏・養卵	17	20	2
養蚕	-	-	-
その他農業	666	666	0
農業関連団体等	-	-	-
合計	2,775	2,759	▲16

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	846	727	▲118
農業制度資金	1,929	2,031	102
農業近代化資金	1,555	1,596	41
その他制度資金	373	434	61
合計	2,775	2,759	▲16

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当はありません。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	142	16	111	14	142
	当年度	123	4	111	7	123
危険債権	前年度	537	54	477	3	535
	当年度	446	20	422	1	444
要管理債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
小計	前年度	679	71	588	17	677
	当年度	569	24	534	9	568
正常債権	前年度	89,601				
	当年度	93,093				
合計	前年度	90,280				
	当年度	93,663				

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.19	▲0.02
資本経常利益率	4.69	4.14	▲0.55
総資産当期純利益率	0.15	0.14	▲0.01
資本当期純利益率	3.49	3.01	▲0.48

▼貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	20.19	20.70	0.51
	期中平均	19.87	20.69	0.82
貯証率	期末	11.01	11.47	0.46
	期中平均	11.85	11.72	▲0.13

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	1	2		1	2	2	3		2	3
(うち信用事業)	1	2		1	2	2	3		2	3
(うち購買事業)	0	0		0	0	0	0		0	0
(うち販売事業)	0	0		0	0	0	0		0	0
(うちその他事業)	0	0		0	0	0	0		0	0
個別貸倒引当金	56	62	0	55	62	62	42	20	42	42
(うち信用事業)	16	17	-	16	17	17	9	5	11	9
(うち購買事業)	39	45	0	39	45	45	32	14	30	32
(うち販売事業)	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
(うちその他事業)	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
合 計	58	65	0	57	65	65	46	20	45	46

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	3

注) 金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の金額です。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	64,483	570,729	65,922	567,907
	金額	103,488,849	152,393,739	103,631,584	145,303,311
代金取立為替	件数	2	3	5	3
	金額	3,001	40,648	43,317	26,562
雑為替	件数	3,940	3,260	3,307	2,765
	金額	19,791,593	31,832,120	20,521,728	44,661,014
合計	件数	68,425	573,992	69,234	570,675
	金額	123,283,444	184,266,509	124,196,630	189,990,887

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
国債	7,799	10,910	3,110
地方債	5,437	5,397	▲39
政府保証債	100	99	0
社債	35,051	30,959	▲4,091
株式	1,123	1,279	156
その他の証券	3,641	3,382	▲258
合計	53,153	52,030	▲1,123

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和5年度								
国債	-	-	-	442	3,047	4,240	-	7,731
地方債	-	513	1,245	103	1,200	2,516	-	5,578
政府保証債	-	-	-	-	109	-	-	109
社債	805	4,968	3,138	2,305	4,304	15,165	96	30,785
株式	-	-	-	-	-	-	1,183	1,183
その他の証券	88	627	445	532	253	-	1,846	3,793
令和6年度								
国債	-	1,495	1,475	835	5,569	6,034	-	15,410
地方債	-	1,388	200	104	2,122	1,283	-	5,099
政府保証債	-	-	-	-	102	-	-	102
社債	800	3,896	2,158	2,581	4,409	12,591	95	26,533
株式	-	-	-	-	-	-	1,389	1,389
その他の証券	88	281	633	421	-	-	1,874	3,298

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	52	57	4	37	39	2
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	52	57	4	37	39	2
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	21	20	0	15	14	▲1
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,100	1,074	▲25	1,392	1,250	▲141
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,121	1,095	▲26	1,408	1,265	▲142
合 計	1,173	1,152	▲21	1,445	1,305	▲140	

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	債券						
	国債	4,009	3,706	302	3,405	3,304	100
	地方債	4,159	3,928	230	2,666	2,621	44
	政府保証債	109	99	9	102	99	2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	11,744	11,498	246	3,540	3,499	40
	株式	890	418	472	728	296	431
	その他の証券	1,678	916	761	1,264	767	497
小計	22,592	20,569	2,022	11,708	10,590	1,118	
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	債券						
	国債	3,722	4,166	▲443	12,005	12,914	▲908
	地方債	1,345	1,444	▲99	2,379	2,630	▲251
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	17,940	19,047	▲1,106	21,599	23,537	▲1,937
	株式	292	305	▲13	660	772	▲112
	その他の証券	2,115	2,367	▲252	2,034	2,306	▲271
小計	25,415	27,331	▲1,915	38,679	42,160	▲3,481	
合計	48,008	47,901	107	50,388	52,751	▲2,363	

(2) 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の金 銭の信託	5,392	5,350	41	137	▲95	5,683	5,478	204	369	▲164

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

●預かり資産の状況

(1) 投資信託残高

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高	33,905	200,947

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

(2) 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託 口座数	112	471

●共済取扱実績

▼長期共済保有高

(単位：件、千円)

	種 類	令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	33,068	250,902,909	32,844	237,799,713
	定期生命共済	608	6,630,500	683	7,361,280
	養老生命共済	10,448	55,357,725	9,534	47,644,361
	うちこども共済	6,759	24,655,272	6,570	22,671,826
	医療共済	19,283	4,656,200	19,093	4,217,900
	がん共済	4,004	609,000	4,016	594,000
	定期医療共済	378	610,700	351	573,100
	介護共済	3,041	7,859,765	3,183	8,416,864
	認知症共済	296		307	
	生活障害共済	1,343		1,368	
	特定重度疾病共済	1,477		1,529	
年金共済	15,697	1,108,300	15,312	1,015,800	
建物更生共済	37,937	485,836,336	37,429	480,145,798	
合 計	127,580	813,571,437	125,649	787,768,817	

▼医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	19,283	73,920	19,093	66,524
がん共済	4,004	23,406	4,016	23,451
定期医療共済	378	1,842	351	1,718
合 計	23,665	99,168	23,460	91,694

▼介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	3,041	10,285,101	3,183	11,015,948
認知症共済	296	584,900	307	582,400
生活障害共済（一時金型）	969	6,708,400	996	6,861,300
生活障害共済（定期年金型）	374	379,460	372	370,680
特定重度疾病共済	1,477	2,239,500	1,529	2,255,000

▼年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	12,577	8,252,646	12,121	7,888,664
年金開始後	3,120	1,591,380	3,191	1,665,758
合 計	15,697	9,844,026	15,312	9,554,422

▼短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,649	45,436,660	42,296	3,482	42,636,590	38,716
自動車共済	25,151		1,220,827	25,400		1,240,123
傷害共済	22,719	68,419,500	3,668	23,009	69,305,000	3,550
団体定期生命共済	707	1,414,000	2,515	657	1,314,000	1,846
定額定期生命共済	1	4,000	23	1	4,000	23
賠償責任共済	529		908	543		921
自賠責共済	7,726		131,359	7,701		131,264
合 計	60,482		1,401,599	60,793		1,416,446

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		令和5年度		令和6年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	623,906	70,757	621,140	66,038
	飼料	252,306	5,857	233,401	5,664
	農業機械	982,548	156,652	1,023,502	181,570
	農薬	358,840	40,293	392,370	46,174
	生産資材	515,172	34,910	476,474	51,230
	出荷資材	90,416	12,916	86,346	9,919
	小計	2,823,191	321,388	2,833,234	360,597
生活物資	一般食品	347,410	72,791	519,891	104,040
	衣料品	985	167	46	36
	日用雑貨	117,831	15,343	113,081	12,214
	耐久資財	433,595	45,166	391,899	42,077
	葬祭	675,995	280,759	638,309	256,687
	石油類	317,923	78,486	303,140	74,659
	小計	1,893,741	492,714	1,966,368	489,716
合計	4,716,933	814,102	4,799,603	850,314	

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類	令和5年度		令和6年度		
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
米	1,746,155	56,289	2,102,078	67,794	
米を除く農林産物	麦	594,694	14,535	375,751	16,301
	雑穀・豆類	167,979	4,126	108,755	4,666
	加工用甘薯馬鈴薯	-	-	-	-
	野菜	329,418	6,553	423,961	8,453
	果実	268,201	5,639	245,079	5,071
	花き・花木	1,778	35	1,744	34
	茶	131,513	1,315	111,919	1,119
	その他農林産物	862,668	51,977	809,179	55,677
	うちファーマーズ	850,248	51,745	801,305	55,548
	小計	2,356,254	84,184	2,076,390	91,324
畜産物	生乳	-	-	-	-
	鶏卵	-	-	-	-
	ブロイラー・成鶏	-	-	-	-
	乳用牛	-	-	-	-
	肉用牛	712,361	3,158	767,838	2,739
	肉豚	559,719	1,505	580,458	1,559
	家畜（種・母牛豚・子牛豚）	-	-	-	-
	その他畜産物	-	-	-	-
小計	1,272,081	4,664	1,348,296	4,299	
合計	5,374,492	145,137	5,526,766	163,418	

（注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類	令和5年度		令和6年度	
	販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価
米	-	-	-	-
その他農林産物（米を除く）	478	418	750	768
うちファーマーズ	478	418	750	768
合計	478	418	750	768

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,113,791	23,763,129
うち、出資金及び資本準備金の額	6,825,521	6,933,744
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	16,502,526	17,047,639
うち、外部流出予定額 (▲)	158,208	177,738
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 56,047	▲ 40,516
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,783	3,731
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,783	3,731
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	23,116,575	23,766,860
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23,416	20,991
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23,416	20,991
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23,416	20,991
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	23,093,158	23,745,868
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	164,795,033	167,294,985
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		906,119

項 目	令和5年度	令和6年度
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 906,168	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 906,168	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,980,566	4,077,572
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	176,775,599	171,372,558
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	13.06	13.85

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,236,236	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,882,545	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,506,526	1,253,263	50,130
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,311,275	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,005,341	201,068	8,042
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	300,034	30,003	1,200
我が国の政府関係機関向け	300,781	20,044	801
地方三公社向け	545,851	89,093	3,563
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	313,588,058	62,717,611	2,508,704
法人等向け	31,104,993	16,355,590	654,223
中小企業等向け及び個人向け	17,122,846	8,254,205	330,168
抵当権付住宅ローン	34,966,515	10,576,186	423,047
不動産取得等事業向け	436,478	429,726	17,189
三月以上延滞等	197,085	93,123	3,724
取立未済手形	138,884	27,776	1,111
信用保証協会等保証付	15,577,677	1,533,589	61,343
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	2,087,070	2,087,070	83,482
(うち出資等のエクスポージャー)	2,087,070	2,087,070	83,482
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	29,411,271	52,292,108	2,091,684
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に係るもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,005,563	2,513,909	100,556
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	14,227,040	35,567,600	1,422,704
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	729,138	1,822,845	72,913
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,449,529	12,387,753	495,510

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期 未残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	8,058,367	9,740,739	389,629
	(うちルックスルー方式)	8,058,367	9,740,739	389,629
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されなかったものの額 (△)	-	906,168	36,246
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	475,777,841	164,795,033	6,591,801
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	475,777,841	164,795,033	6,591,801	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して 得た額			所要自己資本額
	a			b = a×4%
		11,980,566		479,222
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計			所要自己資本額
	a			b = a×4%
		176,775,599		7,071,023

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
 (単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	2,558,784	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,258,841	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	4,010,060	1,202,438	48,097
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	8,358,164	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,005,230	201,046	8,041
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	100,011	10,001	400
	我が国の政府関係機関向け	614,709	51,437	2,057
	地方三公社向け	905,839	161,091	6,443
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	306,532,313	62,391,143	2,495,645
	（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	8,549,385	2,434,249	97,369
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	21,394,874	9,849,197	393,967
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,835,898	2,005,504	80,220
	（うちトランザクター向け）	20,840	9,378	375
	不動産関連向け	52,089,794	17,974,395	718,975
	（うち自己居住用不動産等向け）	51,413,074	17,513,609	700,544
	（うち賃貸用不動産向け）	676,719	460,785	18,431
	（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
	（うちADC向け）	-	-	-
	劣後債券及びその他資本性証券等	8,610,551	8,610,551	344,422
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向け を除く。)	119,014	97,690	3,907
	自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	194,811	178,763	7,150
	取立未済手形	73,123	14,624	584
	信用保証協会等による保証付	15,223,702	1,497,238	59,889
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-
	株式等	2,469,868	2,469,868	98,794
	共済約款貸付	-	-	-
	上記以外	27,782,590	50,758,607	2,030,344
	（うち重要な出資のエクスポー ジャー）	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー）	905,469	2,263,672	90,546

		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	14,227,040	35,567,600	1,422,704
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	788,914	1,972,287	78,891
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	11,861,166	10,955,047	438,201
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(短期STC要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,938,445	9,821,385	392,855
	(うちルックスルー方式)	7,938,445	9,821,385	392,855
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	906,119	36,244
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	482,076,631	167,294,985	6,691,799
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	482,076,631	167,294,985	6,691,799
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		-		-
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		4,077,572		163,102
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		171,372,558		6,854,902

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,077,572
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	163,102
B I	2,718,381
B I C	326,205

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
地域別	国内	467,719,473	90,321,692	45,196,090	-	197,085	474,138,185	93,893,515	50,212,155	-	313,825
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		467,719,473	90,321,692	45,196,090	-	197,085	474,138,185	93,893,515	50,212,155	-	313,825
業種別	法人										
	農業	1,118,743	1,051,571	-	-	82,748	1,116,753	1,064,465	-	-	52,288
	林業	3,022	3,022	-	-	3,022	2,782	2,782	-	-	2,782
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	6,371,338	180	6,007,896	-	-	4,916,508	1	4,397,409	-	-
	鉱業	10,330	-	-	-	-	10,190	-	-	-	-
	建設・不動産業	4,225,775	43,940	3,562,646	-	-	5,248,444	405,685	4,155,129	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,628,725	-	6,621,433	-	-	6,246,189	253	6,220,327	-	-
	運輸・通信業	5,102,282	3,625	5,015,889	-	-	5,261,799	3,345	5,131,749	-	3,345
	金融・保険業	342,104,143	18,092,381	9,035,764	-	-	339,083,903	19,097,057	7,631,686	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,802,025	111,307	1,603,543	-	-	1,423,452	152,013	1,102,464	-	1,633
	日本国政府・地方公共団体	16,193,820	2,844,902	13,348,918	-	-	24,607,307	3,033,918	21,573,389	-	-
上記以外	1,176,483	251,668	-	-	-	1,099,758	231,856	-	-	8,608	
個人	67,926,642	67,919,272	-	-	111,313	69,910,409	69,902,136	-	-	245,167	
その他	15,056,140	-	-	-	-	15,210,684	-	-	-	-	
業種別残高計		467,719,473	90,321,692	45,196,090	-	197,085	474,138,185	93,893,515	50,212,155	-	313,825
残存期間別	1年以下	293,855,704	2,048,486	802,137	-	/	290,737,041	2,976,456	806,483	-	/
	1年超3年以下	9,119,415	3,098,147	5,420,816	-	/	9,481,342	2,685,340	6,796,001	-	/
	3年超5年以下	11,814,275	7,497,639	4,316,636	-	/	13,378,837	9,470,895	3,907,941	-	/
	5年超7年以下	10,747,156	7,937,970	2,809,185	-	/	8,416,792	4,807,576	3,609,216	-	/
	7年超10年以下	11,527,214	3,105,213	8,422,001	-	/	16,163,973	3,633,650	12,530,323	-	/
	10年超	97,989,848	65,652,609	23,324,757	-	/	102,557,287	69,067,121	22,461,639	-	/
	期限の定めのないもの	32,665,858	981,626	100,554	-	/	33,402,911	1,252,475	100,549	-	/
	残存期間別残高計		467,719,473	90,321,692	45,196,090	-	/	474,138,185	93,893,515	50,212,155	-

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	1,925	2,783		1,925	2,783	2,783	3,731		2,783	3,731
(うち信用事業)	1,859	2,732		1,859	2,732	2,732	3,671		2,732	3,671
(うち購買事業)	54	32		54	32	32	44		32	44
(うち販売事業)	9	15		9	15	15	12		15	12
(うちその他事業)	1	2		1	2	2	2		2	2
個別貸倒引当金	56,189	62,834	582	55,607	62,834	62,834	42,777	20,245	42,588	42,777
(うち信用事業)	16,295	17,184	-	16,295	17,184	17,184	9,086	5,605	11,579	9,086
(うち購買事業)	39,312	45,258	258	39,053	45,258	45,258	32,807	14,640	30,617	32,807
(うち販売事業)	581	391	323	258	391	391	-	-	391	-
(うちその他事業)	-	-	-	-	-	-	883	-	-	883

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		
目的 使用			その 他	目的 使用		その 他							
国内	56,189	62,834	-	56,189	62,834		62,834	42,777	-	62,834	42,777		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	56,189	62,834	-	56,189	62,834		62,834	42,777	-	62,834	42,777		
法 人	農業	30,971	41,498	-	30,971	41,498	-	41,498	28,955	17,833	41,498	28,955	3,896
	林業	2,763	2,523	-	2,763	2,523	-	2,523	2,782	-	2,523	2,782	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	858	-	-	858	-
	上記以外	77	-	-	77	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	22,377	18,812	582	22,377	18,812	-	18,812	10,180	2,412	18,812	10,180	-
業種別計	56,189	62,834	582	56,189	62,834	-	62,834	42,777	20,245	62,834	42,777	3,896	

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位:千円、%)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・ア セットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,558,784	-	2,558,784	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	18,258,841	-	18,258,841	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	4,010,060	-	4,010,060	-	1,202,438	30
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	8,358,164	-	8,358,164	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	1,005,230	-	1,005,230	-	201,046	20
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	100,011	-	100,011	-	10,001	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	614,709	-	614,709	-	51,437	8
地方三公社向け	20	905,839	-	905,839	-	161,091	18
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	306,532,313	-	306,532,313	-	62,391,143	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	8,549,385	-	8,549,385	-	2,434,249	28
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	21,394,874	-	21,394,874	-	9,849,197	46
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,645,223	1,906,741	3,267,386	190,674	2,005,504	58
（うちトランザクター向け）	45	-	208,400	-	20,840	9,378	45
不動産関連向け	20~150	52,089,794	-	51,849,933	-	17,974,395	35
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	51,413,074	-	51,209,561	-	17,513,609	34
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	676,719	-	640,372	-	460,785	72
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	8,610,551	-	8,610,551	-	8,610,551	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	76,686	1,046	76,530	104	97,690	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	194,257	-	194,257	-	178,763	92
取立未済手形	20	73,123	-	73,123	-	14,624	20
信用保証協会等による保証付	0~10	15,216,795	69,073	14,965,472	6,907	1,497,238	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	2,469,868	-	2,469,868	-	2,469,868	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
上記以外	100～1250	27,782,590	0	27,782,590	0	51,664,726	186
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	905,469	-	905,469	-	2,263,672	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	14,227,040	-	14,227,040	-	35,567,600	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	788,914	-	788,914	-	1,972,287	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	11,861,166	0	11,861,166	0	11,861,166	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	7,938,445	-	7,938,445	-	9,821,385	124
未決済取引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-					906,119	
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					167,294,985	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)										合計			
	0%	20%	50%	100%	150%	その他								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,258,841										0	18,258,841		
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,003,871	1,002,187	2,004,001								1	4,010,060		
国際決済銀行等向け														
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	8,358,164										0	8,358,164		
外国の中央政府等以外の公共部門向け			1,005,230								0	1,005,230		
地方公共団体金融機構向け		100,011									0	100,011		
我が国の政府関係機関向け	100,332	514,377									0	614,709		
地方三公社向け	100,381		805,458								0	905,839		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け														
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	295,685,709	10,846,203	300								101	306,532,313		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,305,665	7,243,720									0	8,549,385		
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け														
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)(うち特定貸付債権向け)	4,512,348	15,871,597				1,010,928					1	21,394,874		
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等株式等			8,610,551								0	8,610,551		
				2,469,868							0	2,469,868		
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け(うちトランザクター向け)	20,840	1,398,505	645,418	1,393,297								3,458,060		
	20,840			0								20,840		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	5,717,886				21,644,828			5,656				7,229,033	16,612,158	51,209,561
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け						470,233				170,138		1	640,372	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け														
	60%	その他	合計											
不動産関連向けうちその他不動産関連向け														
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向けうちADC向け														
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		1,782		30,959		43,880					14		76,635	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				174,889							19,368		194,257	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,558,784										0		2,558,784	
取立未済手形				73,123							0		73,123	
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	14,968,812									3,567		14,972,379	
共済約款貸付														

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	-	19,631,068	19,631,068
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	15,841,862	15,841,862
	リスク・ウェイト 20%	3,007,849	334,647,290	337,655,140
	リスク・ウェイト 35%	-	24,185,829	24,185,829
	リスク・ウェイト 50%	24,686,246	2,722,375	27,408,621
	リスク・ウェイト 75%	-	8,921,894	8,921,894
	リスク・ウェイト 100%	3,410,896	15,281,820	18,692,716
	リスク・ウェイト 150%	-	24,709	24,709
	リスク・ウェイト 250%	-	15,357,629	15,357,629
	その他	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-
計		31,104,993	436,614,480	467,719,473

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	405,897,510	69,073	10	405,083,989
40%～70%	18,559,930	208,544	10	18,562,372
75%	8,490,309	1,617,741	10	8,627,539
80%	-	0	10	0
85%	-	-	-	-
90%～100%	1,863,438	2	10	1,862,196
105%～130%	174,467	-	-	170,138
150%	8,654,442	900	10	8,654,432
250%	2,469,868	-	-	2,469,868
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	5,164	80,600	10	13,103
合計	446,115,130	1,976,862	10	445,443,641

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100,336	-
地方三公社向け	-	100,384	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	85,992	7,709,194	-
抵当権付住宅ローン	-	10,575,087	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	35,850	20,429	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	1,364,397	-
合 計	121,842	19,869,829	-

注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している
債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向
け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に
かかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定
資産等）が含まれます。
5. 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避
したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）と
の間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買
い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100,332	-
地方三公社向け	-	100,381	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,676	1,336,401	-
自己居住用不動産等向け	-	22,239,161	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	19,368	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	43,676	23,795,644	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

○当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

○BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

○ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

- ・該当ありません。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

- ・該当ありません。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,183,170	1,183,170	1,389,252	1,389,252
非上場	15,012,970	15,012,970	15,013,210	15,013,210
合計	16,196,140	16,196,140	16,402,463	16,402,463

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
200,472	85,372	-	213,640	90,955	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
472,455	13,525	431,802	112,184

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	8,058,367	7,938,445
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

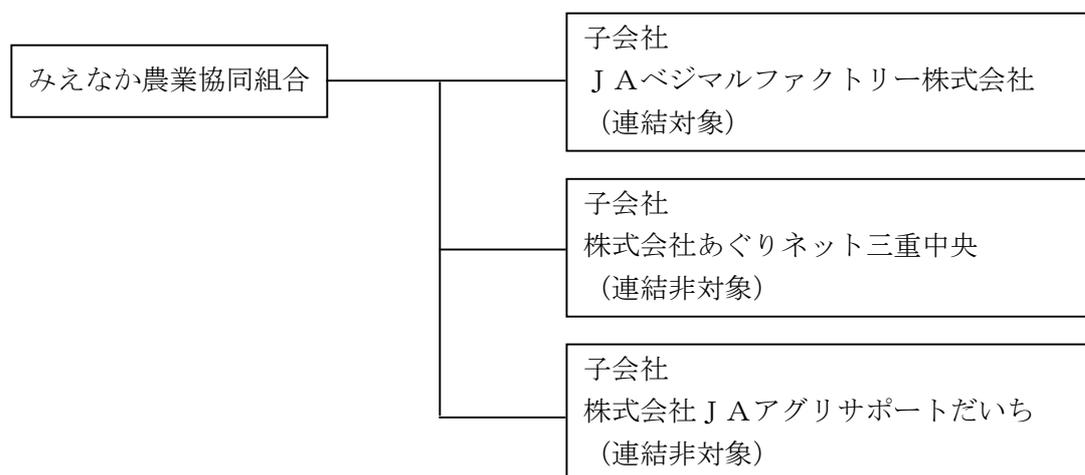
IRRBB1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,136	5,298	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	336	72
3	スティープ化	5,342	6,053		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	1,067	377		
7	最大値	5,342	6,053	336	72
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,745		23,093	

19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

●連結グループの概況

みえなか農業協同組合のグループは、当組合及び子会社3社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



当組合の子会社である株式会社あぐりネット三重中央及び株式会社JAアグリサポートだいちについては、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

●子会社の状況

名 称	株式会社 あぐりネット三重中央	株式会社 JAアグリサポート だいち	JAベジマル ファクトリー株式会社
主たる事務所の所在地	津市久居新町 1083-1	津市久居一色町 482-1	津市一志町井生 1158-13
資 本 金	10,000 千円	8,000 千円	90,000 千円
事 業 の 内 容	小売業	農業	カット野菜加工販売
設 立 年 月 日	平成7年8月25日	平成28年4月1日	令和3年3月1日
組合議決権保有割合	100%	100%	51%
組合グループ議決権 保 有 割 合	-	-	-

注)「組合グループ議決権保有割合」は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の議決権保有割合です。

また、株式会社あぐりネット三重中央については、令和6年9月末をもって解散し、現在清算手続中です。なお、当組合はその事業全部を譲り受けています。

20. 直近の事業年度における連結事業の概況

●連結事業概況（令和6年度）

（1）事業の概況

令和6年度の当組合の連結決算は、子会社1社（JAベジマルファクトリー株式会社）を連結しています。

連結決算の内容は、当JAの事業及びカット野菜加工販売事業により、事業総利益は6,332百万円、事業利益は740百万円、当期剰余金が699百万円となりました。

（2）連結子会社の事業概況

JAベジマルファクトリー株式会社

当社はJAとJA全農との共同出資により設立され、令和3年4月からJAの事業を引き継いでいます。野菜類の食品加工を核とし、生産から集荷、製造・販売までの一貫した体制で事業を行っています。

令和6年度は、新商品が好調な売上で推移し、季節商品の売上也順調であったことから、売上高は計画を上回る1,223百万円となりました。一方、人件費・資材費等の相次ぐ値上げおよび野菜原料の高騰が長期にわたり続いたため、収支に大きく影響しました。

設備投資の面では、ラベル貼り機やウェイトチェッカー等の機器をリース契約により投資を行いました。また、原料・加工・包装室の空調機更新や経年劣化による工場内の修繕等を行いました。

その結果、税引前当期純利益は△7,208千円となり、当期利益は△7,413千円、繰越剰余金は△30百万円となりました。

（3）連結財務諸表等

JAベジマルファクトリー株式会社は、令和3年度から連結対象としています。そのため、令和2年度以前については、連結財務諸表をはじめとした連結事項に関する実績を作成していません。

21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益		11,390	13,156	13,320	13,631
信用事業収益		4,172	4,370	4,489	4,738
共済事業収益		1,699	1,579	1,520	1,446
農業関連事業収益		3,606	4,844	4,832	4,859
その他事業収益		1,911	2,362	2,478	2,587
連結経常利益		645	875	1,055	959
連結当期利益		412	813	786	695
連結純資産額		22,462	22,234	23,401	22,399
連結総資産額		466,208	467,060	475,993	480,368
連結自己資本比率		11.54%	12.13%	13.02%	13.83%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

22. 直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
1 信用事業資産	448,699,634	452,757,264
(1)現金	2,236,236	2,558,784
(2)預金	300,600,908	297,877,773
(3)買現先勘定	-	-
(4)買入金銭債権	-	-
(5)金銭の信託	5,392,500	5,683,605
(6)有価証券	49,181,727	51,834,206
(7)貸出金	90,144,472	93,526,768
(8)その他の信用事業資産	1,163,707	1,288,883
(9)債務保証見返	-	-
(10)貸倒引当金	▲19,917	▲12,757
2 共済事業資産	5,785	8,757
(1)共済貸付金	-	-
(2)その他の共済事業資産	5,785	8,757
(3)貸倒引当金	-	-
3 経済事業資産	2,521,895	2,368,592
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,292,327	1,304,297
(2)棚卸資産	595,525	663,977
(3)その他の経済事業資産	680,656	434,176
(4)貸倒引当金	▲46,613	▲33,859
4 雑資産	679,673	620,167
5 固定資産	8,438,505	8,351,683
(1)有形固定資産	8,402,554	8,318,926
建物	14,355,677	14,442,943
構築物	3,102,758	3,104,668
機械装置	4,596,797	4,588,636
土地	4,148,715	4,131,971
リース資産	39,017	60,353
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	1,395,753	1,387,824
減価償却累計額	▲19,236,165	▲19,397,470
(2)無形固定資産	35,950	32,757
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	35,950	32,757
6 外部出資	14,967,070	14,967,310
(1)外部出資	14,967,070	14,967,310
(2)外部出資等損失引当金	-	-
7 退職給付に係る資産	-	-
8 繰延税金資産	679,860	1,293,460
9 再評価に係る繰延税金資産	-	-
10 繰延資産	1,314	1,314
資産の部合計	475,993,740	480,368,550

科 目	令和5年度	令和6年度
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	448,035,833	453,715,175
(1)貯金	446,305,057	451,706,636
(2)譲渡性貯金	-	-
(3)借入金	10,176	4,329
(4)その他の信用事業負債	1,720,599	2,004,210
(5)債務保証	-	-
2 共済事業負債	1,399,798	1,286,645
(1)共済借入金	-	-
(2)共済資金	807,524	696,971
(3)その他の共済事業負債	592,273	589,673
3 経済事業負債	646,704	703,731
(1)支払手形及び経済事業未払金	485,046	405,838
(2)その他の経済事業負債	161,657	297,892
4 設備借入金	38,740	21,260
5 雑負債	836,332	765,782
(1)未払法人税等	76,046	91,868
(2)リース債務	32,320	47,801
(3)資産除去債務	89,328	89,379
(4)その他の負債	638,636	536,733
6 諸引当金	1,635,005	1,476,839
(1)賞与引当金	189,734	195,674
(2)退職給付に係る負債	1,055,550	931,786
(3)役員退職慰労引当金	20,947	28,972
(4)特例業務負担金引当金	368,393	320,020
(5)ポイント引当金	379	385
(6)その他引当金	-	-
7 繰延税金負債	-	-
8 再評価に係る繰延税金負債	-	-
負債の部合計	452,592,414	457,969,435
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	23,260,222	23,925,318
(1)出資金	6,825,521	6,933,744
(2)資本剰余金	-	-
(3)利益剰余金	16,490,748	17,032,090
(4)処分未済持分	▲56,047	▲40,516
(5)子会社の有する親組合出資金	-	-
2 評価・換算差額等	108,274	▲1,555,399
(1)その他有価証券評価差額金	108,274	▲1,555,399
(2)土地再評価差額金	-	-
(3)退職給付に係る調整類計額	-	-
3 非支配株主持分	32,829	29,197
純資産の部合計	23,401,326	22,399,115
負債及び純資産の部合計	475,993,740	480,368,550

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	6,547,023	6,332,145
(1)信用事業収益	4,489,360	4,738,518
資金運用収益	3,623,848	3,724,467
(うち預金利息)	(1,694,653)	(1,762,158)
(うち有価証券利息)	(654,563)	(614,361)
(うち貸出金利息)	(969,327)	(1,018,320)
(うちその他受入利息)	(305,303)	(329,627)
役務取引等収益	126,884	132,107
その他事業直接収益	30,974	23,944
その他経常収益	707,652	857,998
(2)信用事業費用	785,136	1,142,979
資金調達費用	175,610	428,342
(うち貯金利息)	(168,803)	(419,836)
(うち給付補填備金繰入)	(2,166)	(2,087)
(うち譲渡性貯金利息)	(-)	(-)
(うち借入金利息)	(149)	(97)
(うちその他支払利息)	(4,491)	(6,320)
役務取引等費用	35,320	35,914
その他事業直接費用	163,838	257,235
その他経常費用	410,367	421,486
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲2,306)
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,762)	(-)
(うち貸出金償却)	(-)	(3,896)
信用事業総利益	3,704,224	3,595,538
(3)共済事業収益	1,520,338	1,446,024
共済付加収入	1,409,071	1,332,847
共済その他手数料	84,440	85,808
保険代理店手数料	26,189	27,089
その他の収益	636	278
(4)共済事業費用	82,230	86,766
共済推進費及び共済保全費	64,639	69,665
その他の費用	17,590	17,101
共済事業総利益	1,438,108	1,359,258
(5)購買事業収益	3,349,153	3,493,815
購買品供給高	3,020,400	3,200,715
購買手数料	188,381	152,973
その他の収益	140,370	140,126
(6)購買事業費用	2,574,960	2,685,748
購買品供給原価	2,394,718	2,503,370
購買品供給費	6,847	8,283
その他の費用	173,393	174,095
購買事業総利益	774,193	808,066
(7)販売事業収益	177,143	191,788
販売品販売高	478	750
販売手数料	145,137	163,418
その他の収益	31,528	27,619
(8)販売事業費用	54,975	56,264
販売品販売原価	418	768
販売費	-	-
その他の費用	54,557	55,496
販売事業総利益	122,167	135,524

科 目	令和5年度	令和6年度
(9)その他事業収益	2,276,420	2,315,715
(10)その他事業費用	1,768,090	1,881,957
その他事業総利益	508,330	433,757
2 事業管理費	5,679,814	5,591,406
(1)人件費	4,088,516	4,003,298
(2)その他事業管理費	1,591,298	1,588,108
事業利益	867,208	740,739
3 事業外収益	340,912	367,297
(1)受取雑利息	650	611
(2)受取出資配当金	153,423	156,170
(3)持分法による投資益	-	-
(4)その他の事業外収益	186,838	210,515
4 事業外費用	152,464	148,785
(1)支払雑利息	353	233
(2)持分法による投資損	-	-
(3)その他の事業外費用	152,110	148,551
経常利益	1,055,657	959,250
5 特別利益	205,143	269,905
(1)固定資産処分益	1,028	17,209
(2)負ののれん発生益	-	-
(3)その他の特別利益	204,115	252,696
6 特別損失	240,439	312,219
(1)固定資産処分損	15,952	14,555
(2)減損損失	20,371	44,968
(3)その他の特別損失	204,115	252,696
税金等調整前当期利益	1,020,361	916,935
法人税、住民税及び事業税	163,105	191,024
法人税等調整額	71,224	29,994
法人税等合計	234,329	221,018
当期利益	786,032	695,917
非支配株主に帰属する当期利益	313	3,632
当期剰余金	785,718	699,550

●連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,020,361	916,935
減価償却費	244,380	239,432
減損損失	20,371	44,968
のれん償却額	-	-
貸倒当金の増減額 (△は減少)	7,627	▲19,030
外部出資等損失引当金の増減額 (△は減少)	-	-
賞与引当金の増減額 (△は減少)	▲5,171	5,940
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	▲116,340	▲123,763
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	▲9,163	8,025
特例業務負担金引当金の増減額 (△は減少)	▲68,444	▲48,372
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	▲16	5
信用事業資金運用収益	▲3,624,300	▲3,720,822
信用事業資金調達費用	175,610	428,342
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	▲154,074	▲156,781
支払雑利息	353	233
為替差損益 (△は益)	-	-
有価証券関係損益 (△は益)	▲5,276	▲120,087
金銭の信託の運用損益 (△は益)	-	-
買入金銭債権関係損益 (△は益)	-	-
固定資産売却損益 (△は益)	14,924	▲2,653
固定資産圧縮損 (△は益)	204,115	252,696
その他の損益 (△は益)	▲52,768	▲97,497
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	▲2,676,627	▲3,382,295
預金の純増 (△) 減	▲10,439,900	6,500,000
貯金の純増減 (△)	7,451,520	5,401,578
信用事業借入金の純増減 (△)	▲8,571	▲5,847
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	96,279	▲46,400
その他の信用事業負債の純増減 (△)	221,727	196,300
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-
共済借入金の純増減 (△)	-	-
共済資金の純増減 (△)	89,350	▲110,552
未経過共済付加収入の純増減 (△)	3,075	▲2,811
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	16,828	▲2,971
その他の共済事業負債の純増減 (△)	▲992	211
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	▲68,934	▲11,970
経済受託債権の純増 (△) 減	▲10,676	229,305
棚卸資産の純増 (△) 減	93,266	▲68,451
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	64,694	▲79,208
経済受託債務の純増減 (△)	35,729	128,683
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	27,651	17,174
その他の経済事業負債の純増減 (△)	1,169	7,551

科目	令和5年度	令和6年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	118,776	75,387
その他の負債の純増減(△)	115,311	▲100,198
未収消費税等還付金の純増(△)減	▲3,937	▲16,768
未払消費税等の純増減(△)	▲57,244	▲796
信用事業資金運用による収入	3,624,723	3,637,536
信用事業資金調達による支出	▲188,745	▲249,205
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲16,311	▲39,967
小計	▲3,859,645	9,683,854
雑利息及び出資配当金の受取額	154,087	156,785
雑利息の支払額	▲444	▲259
法人税等の支払額	▲209,820	▲175,202
事業活動によるキャッシュ・フロー	▲3,915,821	9,665,178
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲13,846,272	▲26,072,697
有価証券の売却による収入	18,051,066	19,431,027
有価証券の償還による収入	1,251,555	1,551,826
金銭の信託の増加による支出	▲913,540	▲380,974
金銭の信託の減少による収入	374,811	252,734
買入金銭債権の増加による支出	-	-
買入金銭債権の減少による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	204,115	252,696
固定資産の取得による支出	▲421,254	▲589,798
固定資産の処分による収入	▲14,426	8,364
リース資産の取得による支出	▲22,730	▲21,335
リース資産の処分による収入	-	-
外部出資による支出	-	▲240
外部出資の売却等による収入	100	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,663,425	▲5,568,397
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	▲30,030	▲17,480
リース債務の増加による収入	29,037	23,469
リース債務の返済による支出	▲4,108	▲7,988
出資の増額による収入	583,593	297,465
出資の払戻しによる支出	▲214,225	▲190,124
持分の取得による支出	▲56,047	▲40,516
持分の譲渡による収入	17,798	56,047
出資配当金の支払額	▲102,777	▲118,241
非支配株主への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	223,239	2,631
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	970,843	4,099,412
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,663,201	5,634,044
7 合併等に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	-
8 現金及び現金同等物の期末残高	5,634,044	9,733,457

●連結注記表等

【令和5年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・・・・・・・・・・1社
J Aベジマルファクトリー株式会社
- ・非連結子会社・・・・・・・・・・2社
株式会社めぐりネット三重中央
株式会社J Aアグリサポートだいち

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 連結される子会社の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
- ・連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

3 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

4 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- ・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

- ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
(千円)

現金及び預金勘定	302,837,144千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	297,203,100千円
現金及び現金同等物	5,634,044千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（2～5年）での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,006千円です。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。ただし、令和3年4月1日合併前の旧松阪農業協同組合で発生した数理計算上の差異については、8年で費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

（追加情報）

退職給付制度の変更

当組合は、令和5年7月1日に退職給付制度の改定を行っています。この制度変更により、当事業年度に過去勤務費用が▲9,379千円発生しています。なお、当過去勤務費用は、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしています。

- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

- (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しています。

- (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

- ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- ⑦ 介護福祉事業
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑧ 農業経営事業
農地の有効利用の促進、安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑨ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- 7 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- 8 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 9 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。
- 10 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
- (3) 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。
当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しています。
なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。
- (4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 20,371千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,904,906千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	1,462,503	工具器具備品	20,725
構築物	161,837	土地	28,449
機械装置	1,231,390		

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金100千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金14,300,000千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 16,360千円

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は142,115千円、危険債権額は537,100千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は679,215千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅴ 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
いいたか支店	営業用店舗	建物及び土地	
ふれあいの里つじわら	営業用店舗	土地及び工具器具備品	
飯南シルバー	営業用店舗	建物、土地及び工具器具備品	
飯南営農振興センター	営業用店舗	土地	
飯高ライスセンター	営業用店舗	土地及び機械装置	
粥見茶工場	営業用店舗	土地	
粥見育苗センター	営業用店舗	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

いいたか支店、ふれあいの里つじわら及び飯南シルバーについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

飯南営農振興センター、飯高ライスセンター、粥見茶工場及び粥見育苗センターについては、当該共用資産グループ及び関連する資産グループを含むより大きな単位において、割引前キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	金額	内訳
いいたか支店	387千円	建物110千円、土地276千円
ふれあいの里つじわら	1,253千円	土地960千円、工具器具備品292千円
飯南シルバー	6,091千円	建物1,423千円、土地4,365千円、工具器具備品302千円
飯南営農振興センター	510千円	土地510千円
飯高ライスセンター	4,200千円	土地574千円、機械装置3,625千円
粥見茶工場	4,901千円	土地4,901千円
粥見育苗センター	3,029千円	土地3,029千円
合計	20,371千円	土地14,617千円、建物1,533千円、機械装置3,625千円、工具器具備品594千円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、28,219千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,011,855千円減少するものと把握しています。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	300,600,908	300,658,960	58,051
有価証券			
満期保有目的の債券	1,173,600	1,152,110	▲ 21,489
その他有価証券	48,008,127	48,008,127	-
貸出金	90,144,472		
貸倒引当金(*1)	▲ 19,917		
貸倒引当金控除後	90,124,554	91,303,082	1,178,527
資産計	439,907,190	441,122,280	1,215,089
貯金	446,305,057	445,943,348	▲ 361,709
負債計	446,305,057	445,943,348	▲ 361,709

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	14,967,070
合計	14,967,070

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	291,000,908	600,000	-	-	-	9,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	20,260	20,260	20,260	12,820	-	1,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの (*1)	919,886	3,586,526	2,503,776	3,214,896	1,486,266	34,155,957
貸出金 (*2、3)	6,724,256	5,740,585	3,901,571	5,157,739	7,463,811	61,090,733
合計	298,665,311	9,947,371	6,425,607	8,385,455	8,950,077	105,346,691

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越678,935千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等65,774千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	395,200,296	18,834,105	26,537,661	1,705,155	4,027,839	-
合計	395,200,296	18,834,105	26,537,661	1,705,155	4,027,839	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	52,500	57,067	4,567
	小計	52,500	57,067	4,567
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	21,100	20,161	▲ 938
	社債	1,100,000	1,074,882	▲ 25,118
	小計	1,121,100	1,095,043	▲ 26,056
合計		1,173,600	1,152,110	▲ 21,489

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	3,706,707	4,009,060	302,352
	地方債	3,928,799	4,159,589	230,789
	政府保証債	99,990	109,410	9,419
	社債	11,498,406	11,744,612	246,205
	株式	418,481	890,936	472,455
	受益証券	505,244	1,171,710	666,465
	投資証券	411,748	506,853	95,104
小計	20,569,378	22,592,171	2,022,792	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債	4,166,182	3,722,310	▲ 443,872
	地方債	1,444,834	1,345,185	▲ 99,649
	社債	19,047,408	17,940,924	▲ 1,106,483
	株式	305,758	292,233	▲ 13,525
	受益証券	2,202,405	1,969,189	▲ 233,216
	投資証券	165,151	146,112	▲ 19,038
小計	27,331,740	25,415,955	▲ 1,915,785	
合計	47,901,119	48,008,127	107,007	

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,194,514	11,482	-
地方債	402,282	2,282	-
社債	5,527,249	11,992	163,838
株式	7,596,443	200,472	85,372
受益証券	1,689,162	45,538	22,046
投資証券	88,253	4,993	-
合計	17,497,904	276,761	271,256

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,309,248	3,171,949	137,299
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,083,251	2,178,768	▲ 95,516
合計	5,392,500	5,350,717	41,782

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱UFJ信託銀行株式会社との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,500,248
(2) 勤務費用	234,777
(3) 利息費用	15,791
(4) 数理計算上の差異の発生額	70,297
(5) 退職給付の支払額	▲ 376,728
(6) 過去勤務費用の発生額	▲ 28,908
(7) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	4,415,476

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	3,250,519
(2) 期待運用収益	35,663
(3) 数理計算上の差異の発生額	76,337
(4) 年金資産への拠出金	218,283
(5) 退職給付の支払額	▲ 255,529
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,325,274

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	4,415,476
(2) 年金資産	▲ 3,325,274
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	1,090,202
(4) 未認識過去勤務費用	8,675
(5) 未認識数理計算上の差異	▲ 43,327
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	1,055,550
(7) 退職給付引当金=(6)	1,055,550

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1) 勤務費用	234,777
(2) 利息費用	15,791
(3) 期待運用収益	▲ 35,663
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	28,470
(5) 過去勤務費用の費用処理額	▲ 20,233
(6) 合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	223,142

- 5 年金資産の主な内訳
年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会 (単位：千円)	
(1) 一般勘定	1,305,539
(2) 合計	1,305,539

三菱UFJ信託銀行株式会社 (単位：千円)	
(1) 債券	166,778
(2) 株式	221,406
(3) 現金及び預金	8,393
(4) 合計(1)+(2)+(3)	396,579

全国農林漁業団体共済会 (単位：千円)	
(1) 債券	1,022,587
(2) 年金保険投資	454,483
(3) 現金及び預金	64,926
(4) その他	81,157
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	1,623,155

- 6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- 7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.35%
(2) 長期期待運用収益率	1.10%

IX 税効果会計に関する注記

- 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	
退職給付引当金	287,426
減価償却超過	4,092
賞与引当金	51,412
賞与引当に係る未払社会保険料	8,631
特例業務負担金引当金	100,313
貸出金未収利息	730
貸倒損失	36,020
役員退職慰労引当金	4,726
棚卸資産(収益性低下分)	7,684
未払事業税	7,311
減損損失	314,194
資産除去債務	24,324
中央会賦課金	18,921
粥見土地簿価下げ(H15)	8,939
農協観光出資金債務超過	1,089
養蚕組合土地	2,195
あぐりネット出資金減損	2,052
未払賞与	39,423
無形固定資産	19,934
エコープいちし外部出資精算損	5,459
だいち出資金減損	1,231
その他	805
繰延税金資産小計(A)	946,920
評価性引当額(B)	▲ 224,746
繰延税金資産合計(A)+(B)=(C)	722,174
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	▲ 1,786
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 11
その他有価証券評価差額金	▲ 40,515
繰延税金負債小計(D)	▲ 42,313
繰延税金資産の純額(C)+(D)	679,860

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因
(単位：%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.27
事業分量配当	▲ 1.07
住民税均等割等	0.67
評価性引当額の増減	▲ 2.01
法人税額の特別控除	▲ 0.34
その他	▲ 0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.96

X 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市および津市において、賃貸不動産を所有しています。令和6年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は54,527千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上）です。

また、松阪市および津市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	1,382,120	▲ 44,055	1,338,065	1,627,403
遊休不動産	227,808	12,762	240,571	712,645
合計	1,609,929	▲ 31,292	1,578,636	2,340,048

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の取得（800千円）及び用途変更（22,941千円）であり、主な減少額は減価償却（54,384千円）です。

(注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【令和6年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社
JAベジマルファクトリー株式会社
 - 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社
株式会社あぐりネット三重中央
株式会社JAアグリサポートだいち

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

- 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
 - 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
 - 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	300,436,557千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	290,703,100千円
現金及び現金同等物	9,733,457千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券・・・・償却原価法（定額法）
 - 子会社株式・・・・移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - 市場価格のない株式等・・・・移動平均法による原価法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 購買品（数量管理）・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - 購買品（売価管理）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - 宅地等・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（2～5年）での定額法により償却しています。
 - リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,835千円です。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。ただし、令和3年4月1日合併前の旧松阪農業協同組合で発生した数理計算上の差異については、8年で費用処理しています。
- 過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
- ③連結子会社の算定方法
連結子会社であるJ Aベジマルファクトリー株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農業経営事業

農地の有効利用の促進、安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経営サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

9 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

1 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しています。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

III 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 44,968千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,951,665千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	1,491,479	工具器具備品	20,623
構築物	161,837	土地	28,449
機械装置	1,249,275		

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金100千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金14,300,000千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,832千円
 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は123,211千円、危険債権額は446,313千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は569,525千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美杉支店	営業用店舗	建物、構築物及び土地	
ふれあいの里つじわら	営業用店舗	建物、土地及び工具器具備品	
ぬくいの郷	営業用店舗	工具器具備品	
一志配送センター	営業用店舗	建物、構築物、土地及び機械装置	
松阪配送センター	営業用店舗	機械装置及び工具器具備品	
飯高ライスセンター	営業用店舗	機械装置	
粥見茶工場	営業用店舗	土地	
粥見育苗センター	営業用店舗	土地	
粥見支店4筆(不稼働)	遊休資産	土地	業務外固定資産
井村町資材庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
下之川ライスセンター	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧西部営農振興センター	遊休資産	建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

美杉支店、ふれあいの里つじわら、ぬくいの郷、一志配送センター及び松阪配送センターについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

飯高ライスセンター、粥見茶工場及び粥見育苗センターについては、当該共用資産グループ及び関連する資産グループを含むより大きな単位において、割引前キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	金額	内訳
美杉支店	17,011千円	建物13,642千円、構築物285千円、土地3,083千円
ふれあいの里つじわら	4,074千円	建物767千円、土地2,203千円、工具器具備品1,102千円
ぬくいの郷	3,060千円	工具器具備品3,060千円
一志配送センター	8,743千円	建物7,638千円、構築物520千円、土地64千円、機械装置520千円
松阪配送センター	301千円	機械装置288千円、工具器具備品12千円
飯高ライスセンター	2,858千円	機械装置2,858千円
粥見茶工場	3,406千円	土地3,406千円
粥見育苗センター	2,340千円	土地2,340千円
粥見支店4筆(不稼働)	829千円	土地829千円
井村町資材庫敷地	47千円	土地47千円
下之川ライスセンター	0千円	土地0千円
旧西部営農振興センター	2,297千円	建物2,297千円
合計	44,968千円	建物24,345千円、構築物805千円、土地11,975千円、機械装置3,666千円、工具器具備品4,175千円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、6,597千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,852,642千円減少するものと把握しています。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	297,877,773	295,796,169	△ 2,081,604
有価証券			
満期保有目的の債券	1,445,859	1,305,575	△ 140,284
その他有価証券	50,388,346	50,388,346	-
貸出金	93,526,768		
貸倒引当金(*1)	△ 12,757		
貸倒引当金控除後	93,514,010	93,653,460	139,449
資産計	443,225,990	441,143,551	△ 2,082,438
貯金	451,706,636	450,147,928	△ 1,558,707
負債計	451,706,636	450,147,928	△ 1,558,707

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	14,967,310
合計	14,967,310

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	286,877,773	-	-	-	-	11,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	20,260	20,260	12,820	-	-	1,600,000
その他有価証券のうち満期があるもの (*1)	920,036	3,828,286	3,216,496	1,488,956	3,092,266	37,566,848
貸出金 (*2、3)	7,268,505	4,055,898	5,337,357	7,629,917	6,379,699	62,813,798
合計	295,086,574	7,904,444	8,566,673	9,118,873	9,471,965	112,980,646

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越651,127千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等41,591千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	379,129,311	20,495,929	36,969,175	3,322,005	11,790,214	-
合計	379,129,311	20,495,929	36,969,175	3,322,005	11,790,214	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	37,500	39,791	2,291
	小計	37,500	39,791	2,291
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	15,840	14,826	△ 1,013
	社債	1,392,519	1,250,958	△ 141,561
	小計	1,408,359	1,265,784	△ 142,575
合計		1,445,859	1,305,575	△ 140,284

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	3,405,170	3,304,617	100,552
	地方債	2,666,723	2,621,787	44,935
	政府保証債	102,890	99,991	2,898
	社債	3,540,831	3,499,984	40,846
	株式	728,767	296,965	431,802
	受益証券	859,379	419,869	439,509
	投資証券	404,899	347,344	57,554
	小計	11,708,660	10,590,559	1,118,100
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債	12,005,380	12,914,158	△ 908,778
	地方債	2,379,311	2,630,714	△ 251,402
	社債	21,599,874	23,537,033	△ 1,937,158
	株式	660,484	772,668	△ 112,184
	受益証券	1,796,561	2,039,619	△ 243,057
	投資証券	238,074	266,719	△ 28,645
	小計	38,679,686	42,160,913	△ 3,481,227
合計	50,388,346	52,751,473	△ 2,363,126	

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	5,490,084	11,428	165,353
地方債	201,416	1,420	-
社債	3,114,431	8,760	91,882
株式	5,874,639	213,640	90,955
受益証券	4,101,128	232,046	4,998
投資証券	72,180	2,262	-
合計	18,853,878	469,560	353,189

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,251,805	882,627	369,177
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	4,431,799	4,596,329	△ 164,529
合計	5,683,605	5,478,957	204,648

Ⅷ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱UFJ信託銀行株式会社との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用していま

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,415,476
(2) 勤務費用	204,195
(3) 利息費用	15,493
(4) 数理計算上の差異の発生額	△ 500,478
(5) 退職給付の支払額	△ 208,458
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,926,228

(注) 簡便法を適用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しています。

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	3,325,274
(2) 期待運用収益	45,314
(3) 数理計算上の差異の発生額	△ 30,100
(4) 年金資産への拠出金	210,974
(5) 退職給付の支払額	△ 142,151
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,409,311

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	3,926,228
(2) 年金資産	△ 3,409,311
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	516,916
(4) 未認識過去勤務費用	7,737
(5) 未認識数理計算上の差異	407,132
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	931,786
(7) 退職給付引当金=(6)	931,786

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1) 勤務費用	204,195
(2) 利息費用	15,493
(3) 期待運用収益	△ 45,314
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	△ 19,918
(5) 過去勤務費用の費用処理額	△ 937
(6) 合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	153,518

(注) 簡便法を適用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しています。

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	1,316,747
(2) 合計	1,316,747

三菱UFJ信託銀行株式会社

(単位：千円)

(1) 債券	172,982
(2) 株式	203,135
(3) 現金及び預金	8,529
(4) 合計(1)+(2)+(3)	384,647

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	1,229,700
(2) 年金保険投資	426,979
(3) 現金及び預金	51,237
(4) 合計(1)+(2)+(3)	1,707,916

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	1.77%
(2) 長期期待運用収益率	1.36%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	
退職給付引当金	260,100
減価償却超過	3,945
賞与引当金	52,909
賞与引当に係る未払社会保険料	8,871
特例業務負担金引当金	89,413
貸出金未収利息	322
貸倒損失	36,959
役員退職慰労引当金	6,695
棚卸資産(収益性低下分)	1,843
未払事業税	11,039
減損損失	320,501
資産除去債務	24,972
中央会賦課金	20,361
粥見土地簿価下げ(H15)	9,172
管理経済コスト(会計)	355
農協観光出資金債務超過	1,117
養蚕組合土地	2,252
あぐりネット出資金減損	2,106
未払賞与	39,246
無形固定資産	21,166
エーコープいちし外部出資清算損	5,601
だいち出資金減損	1,263
その他	378
その他有価証券評価差額金	603,078
繰延税金資産小計(A)	1,523,678
評価性引当額(B)	△ 228,379
繰延税金資産合計(A) + (B) = (C)	1,295,299
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	△ 1,833
資産除去債務(固定資産増加額)	△ 5
繰延税金負債小計(D)	△ 1,838
繰延税金資産の純額(C) + (D)	1,293,460

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因
(単位：%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.56
事業分量配当	△ 1.23
住民税均等割等	0.74
評価性引当額の増減	△ 0.23
税率変更による期末繰延税金資産の増減	△ 1.52
法人税額の特別控除	△ 0.75
過年度法人税等追徴税額	1.38
その他	△ 0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.89

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.23%から27.94%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した額）は14,083千円増加、その他有価証券評価差額金は15,325千円減少し、法人税等調整額は14,083千円減少しています。

X 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市および津市において、賃貸不動産を所有しています。令和7年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は15,581千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上）です。

また、松阪市および津市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	1,338,065	△ 66,220	1,271,844	1,857,359
遊休不動産	240,571	△ 25,666	214,904	631,108
合計	1,578,636	△ 91,887	1,486,749	2,488,467

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得（2,950千円）であり、主な減少額は減価償却（47,436千円）、用途変更（39,445千円）及び固定資産の売却（4,768千円）です。

(注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
連結剰余金期首残高	15,824,118	16,490,748
連結剰余金増加高	785,718	699,550
当期剰余金	785,718	699,550
連結剰余金減少高	119,088	158,208
支払配当金	119,088	158,208
連結剰余金期末残高	16,490,748	17,032,090

●農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	142	123	▲18
危険債権額	537	446	▲90
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小 計	679	569	▲109
正常債権額	89,601	93,093	3,492
合 計	90,280	93,663	3,382

注)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権：4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●連結事業年度の事業別の経常収益等

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
信用事業	経常収益	4,489	4,738
	経常利益	1,786	1,562
	資産の額	463,947	468,319
共済事業	経常収益	1,520	1,446
	経常利益	164	209
	資産の額	4,777	4,760
農業関連事業	経常収益	4,832	4,859
	経常利益	▲490	▲453
	資産の額	3,840	3,730
その他事業	経常収益	2,478	2,587
	経常利益	▲404	▲359
	資産の額	3,427	3,557
計	経常収益	13,320	13,631
	経常利益	1,055	959
	資産の額	475,993	480,368

23. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、13.83%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みえなか農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,933百万円（前年度6,825百万円）

●自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,102,013	23,747,579
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,825,521	6,933,744
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	16,490,748	17,032,090
うち、外部流出予定額（▲）	158,208	177,738
うち、上記以外に該当するものの額	▲56,047	▲40,516
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,698	4,726
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,698	4,726
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	23,105,712	23,752,305
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	26,161	23,604
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26,161	23,604
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するもの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するもの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するもの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するもの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するもの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するもの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	26,161	23,604
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)）（ハ）	23,079,551	23,728,701
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	164,944,858	167,455,900
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		906,119
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲906,168	
うち、他の金融機関等の向けエクスポージャー	▲906,168	
うち、上記以外に該当するもの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,241,983	4,077,573
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	177,186,842	171,533,473
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	13.02%	13.83%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,236,236	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,882,545	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,506,526	1,253,263	50,130
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,311,275	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,005,341	201,068	8,042
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	300,034	30,003	1,200
我が国の政府関係機関向け	300,781	20,044	801
地方三公社向け	545,851	89,093	3,563
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	313,588,058	62,717,611	2,508,704
法人等向け	31,104,993	16,355,590	654,223
中小企業等向け及び個人向け	17,122,846	8,254,205	330,168
抵当権付住宅ローン	34,966,515	10,576,186	423,047
不動産取得等事業向け	436,478	429,726	17,189
三月以上延滞等	197,085	93,123	3,724
取立未済手形	138,884	27,776	1,111
信用保証協会等保証付	15,577,677	1,533,589	61,343
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	2,041,170	2,041,170	81,646
(うち出資等のエクスポージャー)	2,041,170	2,041,170	81,646
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	29,606,997	52,487,833	2,099,513
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,005,563	2,513,909	100,556
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	14,227,040	35,567,600	1,422,704
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	729,138	1,822,845	72,913
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,645,255	12,583,479	503,339
証券化			
(うちSTC要件適用分)			

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち非STC適用分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,058,367	9,740,739	389,629
	(うちルックスルー方式)	8,058,367	9,740,739	389,629
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額で算入されるものの額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額で算入されなかったものの額 (△)	-	906,168	36,246
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	475,927,667	164,944,858	6,597,794
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
	合計 (信用リスク・アセットの額)	475,927,667	164,944,858	6,597,794
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
			12,241,983	489,679
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b=a×4%
			177,186,842	7,087,473

注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,558,784	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,258,841	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,010,060	1,202,438	48,097
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,358,164	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,005,230	201,046	8,041
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100,011	10,001	400
我が国の政府関係機関向け	614,709	51,437	2,057
地方三公社向け	905,839	161,091	6,443
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	306,532,313	62,391,143	2,495,645
(うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け)	8,549,385	2,434,249	97,369
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	21,394,874	9,849,197	393,967
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,835,898	2,005,504	80,220
(うちトランザクター向け)	20,840	9,378	375
不動産関連向け	52,089,794	17,974,395	718,975
(うち自己居住用不動産等向け)	51,413,074	17,513,609	700,544
(うち賃貸用不動産向け)	676,719	460,785	18,431
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	8,610,551	8,610,551	344,422
延滞等向け(自己居住用不動産関連向け を除く。)	119,014	97,690	3,907
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	194,811	178,763	7,150
取立未済手形	73,123	14,624	584
信用保証協会等による保証付	15,223,702	1,497,238	59,889
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-
株式等	2,423,968	2,423,968	96,958
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	27,989,406	50,965,422	2,038,616
(うち重要な出資のエクスポー ジャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー)	905,469	2,263,672	90,546

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	14,227,040	35,567,600	1,422,704
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	788,914	1,972,287	78,891
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	12,067,982	11,161,862	446,474
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(短期STC要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,938,445	9,821,385	392,855
	(うちルックスルー方式)	7,938,445	9,821,385	392,855
	(うちマンデート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	906,119	36,244
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	482,237,546	167,455,900	6,698,236
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	482,237,546	167,455,900	6,698,236
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
				-
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		4,077,573		163,102
	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		171,533,473		6,861,338

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,077,573
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	163,102
B I	2,718,382
B I C	326,205

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方法及び手続の概要

連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 16) をご参照ください。

(2) 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	令和5年度				令和6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	
国内	467,869,299	90,321,692	45,196,090	197,085	474,299,100	93,893,515	50,212,155	313,825	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	467,869,299	90,321,692	45,196,090	197,085	474,299,100	93,893,515	50,212,155	313,825	
法人	農業	1,118,743	1,051,571	-	82,748	1,116,753	1,064,465	-	52,288
	林業	3,022	3,022	-	3,022	2,782	2,782	-	2,782
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	6,371,338	0	6,007,896	-	4,916,508	1	4,397,409	-
	鉱業	10,330	-	-	-	10,190	-	-	-
	建設・不動産業	4,225,775	43,940	3,562,646	-	5,248,444	405,685	4,155,129	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,628,725	-	6,621,433	-	6,246,189	253	6,220,327	-
	運輸・通信業	5,102,282	3,625	5,015,889	-	5,261,799	3,345	5,131,749	3,345
	金融・保険業	342,104,143	18,092,381	9,035,764	-	339,083,903	19,097,057	7,631,686	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,802,025	111,307	1,603,543	-	1,423,452	152,013	1,102,464	1,633
	日本国政府・地方公共団体	16,193,820	2,844,902	13,348,918	-	24,607,307	3,033,918	21,573,389	-
	上記以外	1,130,583	251,668	-	-	1,053,858	231,856	-	8,608
個人	67,926,642	67,919,272	-	111,313	69,910,409	69,902,136	-	245,167	
その他	15,251,866	-	-	-	15,417,499	-	-	-	
業種別残高計	467,869,299	90,321,692	45,196,090	197,085	474,299,100	93,893,515	50,212,155	313,825	
残存期間別残高計	1年以下	293,855,704	2,048,486	802,137		290,737,041	2,976,456	806,483	
	1年超3年以下	9,119,415	3,098,147	5,420,816		9,481,342	2,685,340	6,796,001	
	3年超5年以下	11,814,275	7,497,639	4,316,636		13,378,837	9,470,895	3,907,941	
	5年超7年以下	10,747,156	7,937,970	2,809,185		8,416,792	4,807,576	3,609,216	
	7年超10年以下	11,527,214	3,105,213	8,422,001		16,163,973	3,633,650	12,530,323	
	10年超	97,989,848	65,652,609	23,324,757		102,557,287	69,067,121	22,461,639	
	期限の定めのないもの	32,815,684	981,626	100,554		33,563,826	1,252,475	100,549	
残存期間別残高計	467,869,299	90,321,692	45,196,090		474,299,100	93,893,515	50,212,155		

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	2,716	3,698		2,716	3,698	3,698	4,726		3,698	4,726
(うち信用事業)	1,859	2,732		1,859	2,732	2,732	3,671		2,732	3,671
(うち購買事業)	54	32		54	32	32	44		32	44
(うち販売事業)	9	15		9	15	15	12		15	12
(うちその他事業)	792	917		792	917	917	997		917	997
個別貸倒引当金	56,189	62,834	582	55,607	62,834	62,834	42,777	20,245	42,588	42,777
(うち信用事業)	16,295	17,184	-	16,295	17,184	17,184	9,086	5,605	11,579	9,086
(うち購買事業)	39,312	45,258	258	39,053	45,258	45,258	32,807	14,640	30,617	32,807
(うち販売事業)	581	391	323	258	391	391	-	-	391	-
(うちその他事業)	-	-	-	-	-	-	883	-	-	883

(5) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的 使用	その他			目的 使用	その他								
国 内		56,189	62,834	-	56,189	62,834	/	62,834	42,777	-	62,834	42,777	/
国 外		-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計		56,189	62,834	-	56,189	62,834	/	62,834	42,777	-	62,834	42,777	/
法 人	農業	30,971	41,498	-	30,971	41,498	-	41,498	28,955	17,833	41,498	28,955	3,896
	林業	2,763	2,523	-	2,763	2,523	-	2,523	2,782	-	2,523	2,782	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	858	-	-	858	-
	上記以外	77	-	-	77	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		22,377	18,812	582	22,377	18,812	-	18,812	10,180	2,412	18,812	10,180	-
業種別計		56,189	62,834	582	56,189	62,834	-	62,834	42,777	20,245	62,834	42,777	3,896

(6) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位:千円、%)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資産 項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バ ランス資産 項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,558,784	-	2,558,784	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	18,258,841	-	18,258,841	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	4,010,060	-	4,010,060	-	1,202,438	30
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	8,358,164	-	8,358,164	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	1,005,230	-	1,005,230	-	201,046	20
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	100,011	-	100,011	-	10,001	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	614,709	-	614,709	-	51,437	8
地方三公社向け	20	905,839	-	905,839	-	161,091	18
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	306,532,313	-	306,532,313	-	62,391,143	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	8,549,385	-	8,549,385	-	2,434,249	28
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	21,394,874	-	21,394,874	-	9,849,197	46
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,645,223	1,906,741	3,267,386	190,674	2,005,504	58
（うちトランザクター向け）	45	-	208,400	-	20,840	9,378	45
不動産関連向け	20~150	52,089,794	-	51,849,933	-	17,974,395	35
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	51,413,074	-	51,209,561	-	17,513,609	34
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	676,719	-	640,372	-	460,785	72
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	8,610,551	-	8,610,551	-	8,610,551	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	76,686	1,046	76,530	104	97,690	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	194,257	-	194,257	-	178,763	92
取立未済手形	20	73,123	-	73,123	-	14,624	20
信用保証協会等による保証付	0~10	15,216,795	69,073	14,965,472	6,907	1,497,238	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	2,423,968	-	2,423,968	-	2,423,968	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
上記以外	100～1250	27,985,780	0	27,985,780	0	51,867,916	186
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	905,469	-	905,469	-	2,263,672	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	14,227,040	-	14,227,040	-	35,567,600	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	788,914	-	788,914	-	1,972,287	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	12,064,356	0	12,064,356	0	12,064,356	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	7,938,445	-	7,938,445	-	9,821,385	124
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-					906,119	
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					187,870,289	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(7) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：千円)

信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%	20%	50%	100%	150%	その他						合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,258,841					0						18,258,841			
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,003,871	1,002,187	2,004,001			1						4,010,060			
国際決済銀行等向け															
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他					合計			
我が国の地方公共団体向け	8,358,164						0					8,358,164			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			1,005,230				0					1,005,230			
地方公共団体金融機構向け		100,011					0					100,011			
我が国の政府関係機関向け	100,332	514,377					0					614,709			
地方三公社向け	100,381		805,458				0					905,839			
国際開発銀行向け															
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他				合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	295,685,709	10,846,203	300					101				306,532,313			
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,305,665	7,243,720						0				8,549,385			
カバード・ボンド向け															
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他				合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	4,512,348	15,871,597					1,010,928					1	21,394,874		
(うち特定貸付債権向け)															
	100%	150%	250%	400%	その他							合計			
劣後債権及びその他資本性証券等株式等			8,610,551					0							8,610,551
				2,423,968				0							2,423,968
	45%	75%	100%	その他								合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,840		1,398,505		645,418		1,393,297					3,458,060			
(うちトランザクター向け)	20,840						0					20,840			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	5,717,886				21,644,828			5,656				7,229,033	16,612,158	51,209,561	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他			合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け						470,233			170,138		1			640,372	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他							合計		
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け															
	60%	その他											合計		
不動産関連向けうちその他不動産関連向け															
	100%	150%	その他									合計			
不動産関連向けうちADC向け															
	50%	100%	150%	その他								合計			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,782		30,959		43,880				14				76,635		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			174,889						19,368				194,257		
	0%	10%	20%	100%	その他							合計			
現金	2,558,784				0							2,558,784			
取立未済手形			73,123		0							73,123			
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	14,968,812			3,567							14,972,379			
共済約款貸付															

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(8) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高
(単位：千円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	-	19,631,068	19,631,068
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	15,841,862	15,841,862
	リスク・ウェイト 20%	3,007,849	334,647,290	337,655,140
	リスク・ウェイト 35%	-	24,185,829	24,185,829
	リスク・ウェイト 50%	24,686,246	2,722,375	27,408,621
	リスク・ウェイト 75%	-	8,921,894	8,921,894
	リスク・ウェイト 100%	3,410,896	15,431,645	18,842,542
	リスク・ウェイト 150%	-	24,709	24,709
	リスク・ウェイト 250%	-	15,357,629	15,357,629
	その他	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	
計	31,104,993	436,764,306	467,869,299	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(9) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	405,897,510	69,073	10	405,083,989
40%～70%	18,559,930	208,544	10	18,562,372
75%	8,490,309	1,617,741	10	8,627,539
80%	-	0	10	0
85%	-	-	-	-
90%～100%	1,863,438	2	10	1,862,196
105%～130%	174,467	-	-	170,138
150%	8,654,442	900	10	8,654,432
250%	2,423,968	-	-	2,423,968
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	5,164	80,600	10	13,103
合計	446,069,230	1,976,862	10	445,397,741

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 92) をご参照ください。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100,336	-
地方三公社向け	-	100,384	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	85,992	7,709,194	-
抵当権付住宅ローン	-	10,575,087	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	35,850	20,429	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	1,364,397	-
合 計	121,842	19,869,829	-

注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100,332	-
地方三公社向け	-	100,381	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,676	1,336,401	-
自己居住用不動産等向け	-	22,239,161	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	19,368	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	43,676	23,795,644	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.95) をご参照ください。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.96) をご参照ください。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,183,170	1,183,170	1,389,252	1,389,252
非上場	14,967,070	14,967,070	14,967,310	14,967,310
合計	16,150,240	16,150,240	16,356,563	16,356,563

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
200,472	85,372	-	213,640	90,955	-

(4) 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
472,455	13,525	431,802	112,184

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	8,058,367	7,938,445
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.98）をご参照ください。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,136	5,298	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	336	72
3	スティープ化	5,342	6,053		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	1,067	377		
7	最大値	5,342	6,053	336	72
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,728		23,079	

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

- ① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月22日
みえなか農業協同組合
代表理事組合長 山本 清巳

24. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	79,260	6,605

(注1) 対象役員は、理事27名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(行政・系統機関・顧問弁護士・組合員等から選出された委員5名で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員及び当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和6年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。